

法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第五十六号）新旧対照表

改正後

改正前

（法人税法施行規則の一部改正）

第一条 法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

目次

第一編 総則	
第一章 通則（第一条）	
第二章 公益法人等の範囲（第二条・第二条の二）	
第二章の二 適格組織再編成（第三条―第三条の三）	
第二章の三 恒久的施設の範囲（第三条の四）	
第三章 収益事業の範囲（第四条―第八条の二の二）	
第三章の二 資本金等の額（第八条の二の三）	
第四章 有価証券に準ずるものの範囲（第八条の二の四）	
第四章の二 信託の通則（第八条の三・第八条の三の二）	
第五章 事業年度の特例（第八条の三の三）	
第二編 内国法人の法人税	
第一章 各事業年度の所得に対する法人税	
第一節 各事業年度の所得の金額の計算	
第一款 受取配当等（第八条の四―第八条の五の二）	
第一款の二 資産の評価益（第八条の六）	
第一款の三 棚卸資産の評価（第九条・第九条の二）	
第二款 減価償却資産の償却（第九条の三―第二十一条の二）	
第三款 繰延資産の償却（第二十一条の三・第二十二条）	
第三款の二 資産の評価損（第二十二条の二）	
第三款の三 役員の給与等（第二十二条の三）	
第四款 寄附金（第二十二条の四―第二十四条）	
第五款 圧縮記帳（第二十四条の二―第二十五条）	
第六款 貸倒引当金（第二十五条の二―第二十五条の八）	
第六款の二 譲渡制限付株式を対価とする費用（第二十五条の九）	

目次

第一編 同上	
第一章 同上	
第二章 同上	
第二章の二 同上	
第二章の三 同上	
第三章 同上	
第三章の二 同上	
第四章 同上	
第四章の二 同上	
第五章 連結納税の承認申請等（第八条の三の三―第八条の三の十二）	
第二編 同上	
第一章 同上	
第一節 同上	
第一款 同上	
第一款の二 同上	
第一款の三 同上	
第二款 同上	
第三款 同上	
第三款の二 同上	
第三款の三 同上	
第四款 同上	
第五款 同上	
第六款 同上	
第六款の二 同上	

第七款 繰越欠損金（第二十六条―第二十六条の六）
第七款の二 短期売買商品等（第二十六条の七―第二十六条の十）
第八款 有価証券（第二十六条の十一―第二十七条の六）
第九款 デリバティブ取引（第二十七条の七）
第十款 ヘッジ処理（第二十七条の八・第二十七条の九）
第十一款 外貨建資産等の換算等（第二十七条の十一―第二十七条の十二）

第十一款の二 完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第二十七条の十三の二）

第十一款の三 組織再編成に係る所得の金額の計算（第二十七条の十四―第二十七条の十六の二）

第十一款の四 工事未収入金の帳簿価額の調整（第二十七条の十六の三）

第十一款の五 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算（第二十七条の十六の四）

第十一款の六 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算（第二十七条の十六の五―第二十七条の十六の十五）

第十一款の七 一括償却資産（第二十七条の十七―第二十七条の十九）

第十一款の八 確定給付企業年金の掛金等（第二十七条の二十）

第十二款 借地権等（第二十七条の二十一）

第十三款 資産に係る控除対象外消費税額等（第二十八条―第二十八条の四）

第二節 税額の計算（第二十八条の五―第三十条の四）

第三節 申告、納付及び還付
第一款 中間申告（第三十一条―第三十三条）
第二款 確定申告（第三十四条―第三十六条の三）
第二款の二 電子情報処理組織による申告の特例（第三十六条の三の二・第三十七条）

第三款 還付（第三十八条）

第二章 退職年金等積立金に対する法人税（第三十九条―第五十一条）

第七款 同上
第七款の二 同上
第八款 同上
第九款 同上
第十款 同上
第十一款 同上

第十一款の二 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価（第二十七条の十三の二）

第十一款の三 完全支配関係がある法人の間の取引の損益（第二十七条の十三の三）

第十一款の四 組織再編成に係る所得の金額の計算（第二十七条の十四―第二十七条の十六の二）

第十一款の五 工事未収入金の帳簿価額の調整（第二十七条の十六の三）

第十一款の六 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算（第二十七条の十六の四）

第十一款の七 同上

第十一款の八 同上

第十二款 同上
第十三款 同上

第二節 税額の計算（第二十八条の五―第三十条の三）

第三節 同上
第一款 同上
第二款 同上

第二款の二 電子情報処理組織による申告の特例（第三十六条の三の二・第三十六条の三の三）

第三款 還付（第三十六条の四）

第一章の二 各連結事業年度の連結所得に対する法人税

第一節 各連結事業年度の連結所得の金額の計算

第三章 青色申告（第五十二条―第六十条）
第四章 更正（第六十条の二）

第三編 外国法人の法人税

第一章 国内源泉所得（第六十条の三）

第二章 各事業年度の所得に対する法人税

第一節 恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算（第六十条の四―第六十条の十）

第二節 その他の国内源泉所得に係る所得の金額の計算（第六十条の十一）

第三節 税額の計算（第六十条の十二―第六十条の十四）

第四節 申告、納付及び還付

第一款 中間申告（第六十一条―第六十一条の三）

第二款 確定申告（第六十一条の四―第六十一条の七）

第三款 還付（第六十一条の八）

第三章 退職年金等積立金に対する法人税（第六十一条の九）

第四章 青色申告（第六十二条）

第五章 恒久的施設に係る取引に係る文書化（第六十二条の二・第六十二条の三）

第四編 雑則（第六十三条―第六十九条）

第一款 個別益金額又は個別損金額（第三十六条の五・第三十七条）

第二款 寄附金（第三十七条の二）

第三款 繰越欠損金（第三十七条の三―第三十七条の四）

第二款 税額の計算（第三十七条の四―第三十七条の七の三）

第三款 申告、納付及び還付

第一款 連結中間申告（第三十七条の八―第三十七条の十）

第二款 連結確定申告（第三十七条の十一―第三十七条の十五）

第二款の二 電子情報処理組織による申告の特例（第三十七条の十五の二・第三十七条の十五の三）

第三款 個別帰属額等の届出（第三十七条の十六・第三十七条の十七）

第四款 還付（第三十八条）

第二章 退職年金等積立金に対する法人税（第三十九条―第五十一条）

第三章 同上

第四章 同上

第三編 同上

第一章 同上

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第四編 雑則（第六十三条―第六十八条）

(定義)

第一条 この省令において「国内」、「国外」、「内国法人」、「外国法人」、「公共法人」、「公益法人等」、「協同組合等」、「人格のない社団等」、「普通法人」、「同族会社」、「被合併法人」、「合併法人」、「分割法人」、「分割承継法人」、「現物出資法人」、「被現物出資法人」、「現物分配法人」、「被現物分配法人」、「株式交換完全子法人」、「株式交換等完全子法人」、「株式交換完全親法人」、「株式交換等完全親法人」、「株式移転完全子法人」、「株式移転完全親法人」、「通算親法人」、「通算子法人」、「投資法人」、「特定目的会社」、「完全支配関係」、「通算完全支配関係」、「適格合併」、「分割型分割」、「分社型分割」、「適格分割」、「適格現物出資」、「適格現物分配」、「株式分配」、「適格株式分配」、「株式交換等」、「適格株式交換等」、「恒久的施設」、「収益事業」、「株主等」、「役員」、「欠損金額」、「棚卸資産」、「有価証券」、「固定資産」、「減価償却資産」、「繰延資産」、「損金経理」、「合同運用信託」、「中間申告書」、「確定申告書」、「退職年金等積立金中間申告書」、「退職年金等積立金確定申告書」、「期限後申告書」、「修正申告書」、「青色申告書」、「更正請求書」、「更正」、「還付加算金」又は「地方税」とは、それぞれ法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「法」という。）第二条第一号から第九号まで、第十号から第十二号の七の四まで、第十二号の七の六から第十二号の十七まで、第十二号の十九から第十五号まで、第十九号から第二十六号まで、第三十号から第三十七号まで、第三十九号、第四十三号又は第四十四号（定義）に規定する国内、国外、内国法人、外国法人、公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等、普通法人、同族会社、被合併法人、合併法人、分割法人、分割承継法人、現物出資法人、被現物出資法人、現物分配法人、被現物分配法人、株式交換完全子法人、株式交換等完全子法人、株式交換完全親法人、株式交換等完全親法人、株式移転完全子法人、株式移転完全親法人、通算親法人、通算子法人、投資法人、特定目的会社、完全支配関係、通算完全支配関係、適格合併、分割型分割、分社型分割、適格

(定義)

第一条 この省令において「国内」、「国外」、「内国法人」、「外国法人」、「公共法人」、「公益法人等」、「協同組合等」、「人格のない社団等」、「普通法人」、「同族会社」、「被合併法人」、「合併法人」、「分割法人」、「分割承継法人」、「現物出資法人」、「被現物出資法人」、「現物分配法人」、「被現物分配法人」、「株式交換完全子法人」、「株式交換等完全子法人」、「株式交換完全親法人」、「株式交換等完全親法人」、「株式移転完全子法人」、「株式移転完全親法人」、「連結親法人」、「連結子法人」、「連結法人」、「投資法人」、「特定目的会社」、「完全支配関係」、「連結完全支配関係」、「適格合併」、「分割型分割」、「分社型分割」、「適格分割」、「適格現物出資」、「適格現物分配」、「株式分配」、「適格株式分配」、「株式交換等」、「適格株式交換等」、「恒久的施設」、「収益事業」、「株主等」、「役員」、「連結所得」、「欠損金額」、「連結欠損金額」、「棚卸資産」、「有価証券」、「固定資産」、「減価償却資産」、「繰延資産」、「損金経理」、「合同運用信託」、「中間申告書」、「確定申告書」、「連結中間申告書」、「連結確定申告書」、「退職年金等積立金中間申告書」、「退職年金等積立金確定申告書」、「期限後申告書」、「修正申告書」、「青色申告書」、「更正請求書」、「更正」、「還付加算金」又は「地方税」とは、それぞれ法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「法」という。）第二条第一号から第九号まで、第十号から第十二号の七の四まで、第十二号の七の六から第十二号の十七まで、第十二号の十九から第十五号まで、第十八号の四から第二十六号まで、第三十号から第三十七号の二まで、第三十九号、第四十三号又は第四十四号（定義）に規定する国内、国外、内国法人、外国法人、公共法人、公益法人等、協同組合等、人格のない社団等、普通法人、同族会社、被合併法人、合併法人、分割法人、分割承継法人、現物出資法人、被現物出資法人、現物分配法人、被現物分配法人、株式交換完全子法人、株式交換等完全子法人、株式交換完全親法人、株式交換等完全親法人、株式移転完全子法人、株式移転完全親法人、連結親法人、連結子法人、連結法人、投資法人、特定

分割、適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資、適格現物分配、株式分配、適格株式分配、株式交換等、適格株式交換等、恒久的施設、収益事業、株主等、役員、欠損金額、棚卸資産、有価証券、固定資産、減価償却資産、繰延資産、損金経理、合同運用信託、中間申告書、確定申告書、退職年金等積立金中間申告書、退職年金等積立金確定申告書、期限後申告書、修正申告書、青色申告書、更正請求書、更正、還付加算金又は地方税をいう。

第五章 事業年度の特例

第八条の三の三 法第十四条第八項（事業年度の特例）に規定する財務省

令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十四条第八項の書類の提出をする同項に規定する通算親法人等の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）並びに代表者の氏名

二 法第十四条第八項に規定する内国法人及び同項第一号に規定する他の内国法人（既に前号の通算親法人等により提出された同項の書類にその名称が記載されたものを除く。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 前号の内国法人及び他の内国法人の法第十四条第八項に規定する加入日（次号において「加入日」という。）

四 第二号の他の内国法人の加入日の前日から法第十四条第八項第一号に規定する特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度（同項の規定を適用するものとした場合における事業年度をいう。）開始の日及び終了の日

五 その他参考となるべき事項

目的会社、完全支配関係、連結完全支配関係、適格合併、分割型分割、分社型分割、適格分割、適格分割型分割、適格分社型分割、適格現物出資、適格現物分配、株式分配、適格株式分配、株式交換等、適格株式交換等、恒久的施設、収益事業、株主等、役員、連結所得、欠損金額、連結欠損金額、棚卸資産、有価証券、固定資産、減価償却資産、繰延資産、損金経理、合同運用信託、中間申告書、確定申告書、連結中間申告書、連結確定申告書、退職年金等積立金中間申告書、退職年金等積立金確定申告書、期限後申告書、修正申告書、青色申告書、更正請求書、更正、還付加算金又は地方税をいう。

第五章 連結納税の承認申請等

（連結納税の承認申請書の記載事項）

第八条の三の三 法第四条の三第一項（連結納税の承認の申請）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四条の三第一項の申請をする同項に規定する内国法人及び他の内国法人（以下この項及び次項において「申請法人」という。）の名称、納税地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）並びに代表者の氏名

二 最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日及び終了の日

三 第一号の内国法人の申請時における発行済株式又は出資の総数又は総額並びにその主要な株主等の氏名又は名称及びその保有する株式又は出資の数又は金額

四 第一号の他の内国法人の申請時における発行済株式又は出資の総数又は総額、当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資の数又は金額及び令第十四条の六第二項（連結法人の範囲）の規定により読み替えられた令第四条の二第二項各号（支配関係及び完全支配関係）に掲げる株式の数並びに当該他の内国法人の発行済株式又は出資を保有する申請法人の名称及びその保有する株式又は出資の数又は金額

五 申請法人のうち法第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し等）の規定により法第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された

- ことがあるものにあつては、当該申請法人の名称及び当該承認の取消
しの日
- 六 申請法人のうち法第四条の五第三項の承認を受けたことがあるもの
にあつては、当該申請法人の名称及び当該承認を受けた日
- 七 その他参考となるべき事項
- 2 法第四条の三第七項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる
事項とする。
- 一 法第四条の三第七項の書類を提出する同項に規定する内国法人の名
称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 前号の内国法人の設立の日
- 三 最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日及び終了の日
- 四 申請法人のうち、法第四条の三第九項第一号に掲げる法人に該当す
るものがある場合には、その該当する申請法人の名称
- 五 その他参考となるべき事項
- 3 法第十四条の七第三項（連結納税の承認の手続等）に規定する財務省
令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第十四条の七第三項の連結親法人又は内国法人の名称、納税地及
び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 法第十四条の七第三項の他の内国法人（以下この項において「他の
内国法人」という。）の名称及び納税地（当該他の内国法人が法第四
条の二の承認を受けた後にあつては、その本店又は主たる事務所の所
在地）並びに代表者の氏名
- 三 法第十四条の七第三項に規定する完全支配関係を有することとなつ
た日における当該他の内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額
、当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資の数又は金額及び法
第十四条の六第二項の規定により読み替えられた法第四条の二第二項
各号に掲げる株式の数並びに当該他の内国法人の発行済株式又は出資
を保有する法人の名称及びその保有する株式又は出資の数又は金額
- 四 当該他の内国法人が法第四条の五第一項の規定により法第四条の二
の承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消しの日
- 五 当該他の内国法人が法第四条の五第二項第五号（その発行済株式又
は出資を直接又は間接に保有する連結子法人の破産手続開始の決定に
よる解散に基因して同号に掲げる事実が生じた場合を除く。）の規定

により法第四条の二の承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該他の内国法人の連結親法人であつたものの名称及び納税地

六 当該他の内国法人が法第四条の五第三項の承認を受けたことがある場合には、当該承認を受けた日

七 当該他の内国法人が法第十四条第二項（みなし事業年度）の規定の適用を受ける場合には、その旨並びに同項に規定する加入日の前日の属する同項第一号に規定する月次決算期間の初日及び末日

八 その他参考となるべき事項

（連結法人の決算）

第八条の三の四 連結法人は、その資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引につき、複式簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づいて決算を行わなければならない。

（連結法人の取引に関する帳簿及び記載事項）

第八条の三の五 連結法人は、すべての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿（次条において「仕訳帳」という。）、すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿（次条において「総勘定元帳」という。）その他必要な帳簿を備え、第五十四条（取引に関する帳簿及び記載事項）の規定に準じて取引に関する事項を記載しなければならない。

（連結法人の仕訳帳及び総勘定元帳の記載方法）

第八条の三の六 連結法人は、仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載しなければならない。

2 連結法人は、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載しなければならない。

（連結法人の棚卸表の作成）

第八条の三の七 連結法人は、各連結事業年度（当該連結法人が法第十五条の二第一項第一号から第三号まで（連結事業年度の意義）に掲げる法人に該当する場合には、これらの号に定める期間の属する事業年度を含む。以下この章において同じ。）終了の日において、商品又は製品（副

産物及び作業くずを含む。）、半製品、仕掛品（半成工事を含む。）、主要原材料、補助原材料、消耗品で貯蔵中のものその他これらの資産に準ずる資産の棚卸しその他決算のために必要な事項の整理を行い、その実績を明瞭に記録しなければならない。

2| 前項に規定する棚卸しについては、棚卸表を作成し、棚卸資産の種類、品質及び型の異なるごとに数量、単価及び金額を記載しなければならない。この場合において、棚卸資産に付すべき単価は、令第二十八条（棚卸資産の評価の方法）に規定する評価の方法又は法第八十一条の第三項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）に規定する個別損金額（以下この項において「個別損金額」という。）を計算する場合の令第二十八条の二（棚卸資産の特別な評価の方法）の規定により税務署長の承認を受けた評価の方法のうち、その選定した評価の方法（個別損金額を計算する場合の令第三十条（棚卸資産の評価の方法の変更手続）の規定により評価の方法の変更につき税務署長の承認を受けた場合にはその承認を受けた方法とし、個別損金額を計算する場合の令第三十一条第一項（棚卸資産の法定評価方法）の規定の適用を受ける場合にはそのよるべきものとして定められた方法とする。）により計算した価額を記載するものとする。

（連結法人の貸借対照表及び損益計算書）

第八条の三の八 連結法人は、各連結事業年度終了の日現在において、その業種、業態及び規模等の実情により、第五十七条（貸借対照表及び損益計算書）の規定に準じて貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

（連結法人の帳簿書類の記載事項等の省略）

第八条の三の九 連結親法人は、連結法人がその業種、業態及び規模等により第八条の三の五から第八条の三の七まで（連結法人の帳簿書類）の規定により難いときは、納税地（当該連結法人が連結子法人である場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長の承認を受け、これらに規定する記載事項等の一部を省略し又は変更することができる。

(連結法人の帳簿書類の整理保存)

第八条の三の十 連結法人は、次に掲げる帳簿書類を整理し、起算日から七年間、これを納税地（連結子法人にあつてはその本店又は主たる事務所の所在地とし、第三号に掲げる書類にあつては当該納税地若しくは当該本店若しくは主たる事務所の所在地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地とする。）に保存しなければならぬ。

一 第八条の三の五（連結法人の取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する帳簿並びに当該連結法人の資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引に関して作成されたその他の帳簿

二 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類

三 取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し

2 前項に規定する起算日とは、帳簿についてはその閉鎖の日の属する連結事業年度終了の日の翌日から二月（法第八十一条の二十四（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定の適用を受けている場合には、二月にその延長に係る月数を加えた月数。以下この項において同じ。）を経過した日をいい、書類についてはその作成又は受領の日の属する連結事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日をいう。

3 第一項各号に掲げる帳簿書類のうち次の表の各号の上欄に掲げるものについては、当該各号の中欄に掲げる期間における同項の規定による保存については、当該各号の下欄に掲げる方法によることができる。

<p>一 第一項第三号に掲げる書類（帳簿代用書類に該当するものを除く。）のうち国税庁長官が定めるもの</p>	<p>前項に規定する起算日から三年を経過した日から当該起算日以後五年を経過する日までの期間</p>	<p>財務大臣の定める方法</p>
<p>二 第一項各号に掲げる帳簿書類</p>	<p>前項に規定する起算日から五年を経過した日以後</p>	<p>財務大臣の定める方法</p>

	の期間
--	-----

- 4 前項の表の第一号の上欄に規定する帳簿代用書類とは、第一項第三号に掲げる書類のうち、第八条の三の五の規定により記載すべき事項の全部又は一部の帳簿への記載に代えて当該事項が記載されている書類を整理し、その整理されたものを保存している場合における当該書類をいう。
- 5 国税庁長官は、第三項の表の第一号の規定により書類を定めたときは、これを告示する。
- 6 財務大臣は、第三項の表の各号の規定により方法を定めたときは、これを告示する。

(連結納税の取りやめ申請書の記載事項)

- 第八条の三の十一 法第四条の五第四項(連結納税の取りやめの申請)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第四条の五第四項の申請をする同項に規定する連結法人の全ての名称、納税地(連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地)及び法人番号並びに代表者の氏名
 - 二 その他参考となるべき事項

(みなし事業年度の特例に係る書類の記載事項)

- 第八条の三の十二 法第十四条第二項(みなし事業年度)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第十四条第二項の書類の提出をする同項に規定する連結親法人等の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
 - 二 法第十四条第二項に規定する他の内国法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
 - 三 前号の他の内国法人の法第十四条第二項に規定する加入日
 - 四 第二号の他の内国法人の法第十四条第二項に規定する加入日の前日の属する同項第一号に規定する月次決算期間の初日及び末日
 - 五 その他参考となるべき事項

(出資等減少分配による出資総額等の減少額)
 第八条の五の二 令第二十三条第一項第五号ロ(所有株式に対応する資本

(出資等減少分配による出資総額等の減少額)
 第八条の五の二 令第二十三条第一項第五号ロ(所有株式に対応する資本

金等の額の計算方法等)に規定する財務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額(投資法人の計算に関する規則(以下この条において「計算規則」という。))第三十九条第三項(純資産の部の区分)の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。))及び出資剰余金控除額(計算規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう。))の合計額から当該出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額(計算規則第三十九条第三項後段又は第六項後段の規定により計算規則第二条第二項第三十号(定義)に規定する一時差異等調整引当額として区分して表示される金額をいう。))を控除した金額とする。

(資産の評価益の益金算入に関する書類等)

第八条の六 省 略

2 省 略

3 法第二十五条第六項(資産の評価益)に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一・二 省 略

(適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十一条の二 法第三十一条第三項(減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第三十一条第二項に規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という。))に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(第四号において「分割承継法人等」という。))の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 五 省 略

(適格分割等により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入

金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等)に規定する財務省令で定める金額は、同号の出資等減少分配により増加する出資総額控除額(投資法人の計算に関する規則(以下この条において「計算規則」という。))第三十九条第三項(純資産の部の区分)の規定により出資総額控除額に区分される金額をいう。))及び出資剰余金控除額(計算規則第三十九条第六項の規定により出資剰余金控除額に区分される金額をいう。))の合計額から当該出資等減少分配により増加する一時差異等調整引当額(計算規則第三十九条第三項後段又は第六項後段の規定により計算規則第二条第二項第三十号(定義)に規定する一時差異等調整引当額として区分して表示される金額をいう。))を控除した金額とする。

(資産の評価益の益金算入に関する書類等)

第八条の六 同 上

2 同 上

3 法第二十五条第五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一・二 同 上

(適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十一条の二 法第三十一条第三項(適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に係る届出)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同 上

二 法第三十一条第二項に規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という。))に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(以下この号及び第四号において「分割承継法人等」という。))の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 五 同 上

(適格分割等により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入

に関する届出書の記載事項)

第二十一条の三 法第三十二条第三項(繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第三十二条第二項に規定する適格分割等(以下この条において「適格分割等」という。)に係る同項に規定する分割承継法人等(以下この条において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 六 省 略

(適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載事項)

第二十二条 法第三十二条第五項(繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第三十二条第四項第二号ハの適格分割等(以下この条において「適格分割等」という。)に係る同号ハの分割承継法人等(以下この条において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 六 省 略

第三款の三 役員^の給与等

第二十二條の三 令第六十九条第一項第一号イ(1)(定期同額給与の範囲等

に規定する財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第七十五条の二第一項(確定申告書の提出期限の延長の特例)に規定する定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該通算法人(会計監査人を置いているものに限る。)の当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認めら

に関する届出書の記載事項)

第二十一条の三 法第三十二条第三項(適格分割等により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入に係る届出)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同 上

二 法第三十二条第二項に規定する適格分割等(以下この条において「適格分割等」という。)に係る同項に規定する分割承継法人等(以下この条において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 六 同 上

(適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載事項)

第二十二条 法第三十二条第五項(適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに係る届出)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同 上

二 法第三十二条第四項第二号ハの適格分割等(以下この条において「適格分割等」という。)に係る同号ハの分割承継法人等(以下この条において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 六 同 上

第三款の三 役員^の給与等

第二十二條の三

れる場合

二 当該通算法人に特別の事情があることにより各事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該通算法人の当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合

2 | 令第六十九条第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第三十四条第一項第二号（役員給与の損金不算入）に規定する定めに基づいて支給する給与と同項第一号に規定する定期同額給与及び同条第五項に規定する業績連動給与のいずれにも該当しないもの（同条第一項第二号イに規定する定期給与を支給しない役員に対して支給する給与及び令第六十九条第三項各号に掲げる給与を除く。以下この項において「事前確定届出給与」という。）の支給の対象となる者（第八号において「事前確定届出給与対象者」という。）の氏名及び役職名

三 五 省 略

六 第一号の内国法人が令第六十九条第一項第一号イ(1)に掲げる法人である場合には、前項第一号に規定する定款等の定め又は同項第二号の特別の事情若しくはやむを得ない事情の内容

七 省 略

八 省 略

九 省 略

3 | 省 略

4 | 省 略

5 | 省 略

6 | 省 略

7 | 省 略

（適格分割等に係る国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項）

第二十四条の三 法第四十二条第七項（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げ

令第六十九条第四項（定期同額給与の範囲等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同 上

二 法第三十四条第一項第二号（役員給与の損金不算入）に規定する定めに基づいて支給する給与と同項第一号に規定する定期同額給与及び同条第五項に規定する業績連動給与のいずれにも該当しないもの（同条第一項第二号イに規定する定期給与を支給しない役員に対して支給する給与及び令第六十九条第三項各号に掲げる給与を除く。以下この項において「事前確定届出給与」という。）の支給の対象となる者（第七号において「事前確定届出給与対象者」という。）の氏名及び役職名

三 五 同 上

六 同 上

七 同 上

八 同 上

3 | 同 上

4 | 同 上

5 | 同 上

6 | 同 上

（適格分割等に係る国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項）

第二十四条の三 法第四十二条第七項（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に係る届出）に規定する財務省令で定める事項は

る事項とする。

一 省 略

二 法第四十二条第五項に規定する適格分割等（次号及び第四号において「適格分割等」という。）に係る同項に規定する分割承継法人等（第四号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 五 省 略

（適格分割等を行った場合の国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）

第二十四条の四 法第四十三条第七項（国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第四十三条第六項に規定する適格分割等（次号において「適格分割等」という。）に係る同項第一号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 六 省 略

（適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載事項）

第二十四条の五 法第四十三条第九項（国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第四十三条第八項第二号に掲げる適格分割等（次号において「適格分割等」という。）に係る同項第二号イの分割承継法人等又は同号ロの分割承継法人若しくは被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

、次に掲げる事項とする。

一 同 上

二 法第四十二条第五項に規定する適格分割等（次号及び第四号において「適格分割等」という。）に係る同項に規定する分割承継法人等（以下この号及び第四号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 五 同 上

（適格分割等を行った場合の国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）

第二十四条の四 法第四十三条第七項（国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同 上

二 法第四十三条第六項に規定する適格分割等（次号において「適格分割等」という。）に係る同項第一号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 六 同 上

（適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載事項）

第二十四条の五 法第四十三条第九項（国庫補助金等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同 上

二 法第四十三条第八項第二号に掲げる適格分割等（次号において「適格分割等」という。）に係る同項第二号イの分割承継法人等又は同号ロの分割承継法人若しくは被現物出資法人（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が

三〇七 省 略

(特別勘定を設けた場合の適格分割等に係る国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十四条の六 法第四十四条第五項(特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第四十四条第四項に規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という。)に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(第四号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三〇五 省 略

(適格分割等に係る工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十四条の七 法第四十五条第七項(工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第四十五条第五項に規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という。)に係る同項に規定する分割承継法人等(第四号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三〇五 省 略

(適格分割等に係る保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入

連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

(特別勘定を設けた場合の適格分割等に係る国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十四条の六 法第四十四条第五項(特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に係る届出)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同 上

二 法第四十四条第四項に規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という。)に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(以下この号及び第四号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三〇五 同 上

(適格分割等に係る工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十四条の七 法第四十五条第七項(工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に係る届出)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同 上

二 法第四十五条第五項に規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という。)に係る同項に規定する分割承継法人等(以下この号及び第四号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三〇五 同 上

(適格分割等に係る保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入

に関する届出書の記載事項)

第二十四条の八 法第四十七条第七項(保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 法第四十七条第五項に規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という。)に係る同項に規定する分割承継法人等(第四号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 五 省略

(適格分割等を行った場合の保険差益等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十四条の十 法第四十八条第七項(保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 法第四十八条第六項に規定する適格分割等(次号において「適格分割等」という。)に係る同項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 八 省略

(適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載事項)

第二十四条の十一 法第四十八条第九項(保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 法第四十八条第八項第二号に掲げる適格分割等(次号において「適格分割等」という。)に係る同項第二号の分割承継法人等の名称及び

に関する届出書の記載事項)

第二十四条の八 法第四十七条第七項(保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に係る届出)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同上

二 法第四十七条第五項に規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という。)に係る同項に規定する分割承継法人等(以下この号及び第四号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 五 同上

(適格分割等を行った場合の保険差益等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十四条の十 法第四十八条第七項(保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同上

二 法第四十八条第六項に規定する適格分割等(次号において「適格分割等」という。)に係る同項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 八 同上

(適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載事項)

第二十四条の十一 法第四十八条第九項(保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同上

二 法第四十八条第八項第二号に掲げる適格分割等(次号において「適格分割等」という。)に係る同項第二号の分割承継法人等の名称及び

納税地並びに代表者の氏名

三〇九 省 略

(特別勘定を設けた場合の適格分割等に係る保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十四条の十二 法第四十九条第五項(特別勘定を設けた場合の保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第四十九条第四項に規定する適格分割等(次号及び第六号において「適格分割等」という。)に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(第六号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三〇七 省 略

(適格分割等に係る交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十五条 法第五十条第六項(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 法第五十条第五項に規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という。)に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(第四号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三〇五 省 略

(貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書の記載事項)

納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三〇九 同 上

(特別勘定を設けた場合の適格分割等に係る保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十四条の十二 法第四十九条第五項(特別勘定を設けた場合の保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に係る届出)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同 上

二 法第四十九条第四項に規定する適格分割等(次号及び第六号において「適格分割等」という。)に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(以下この号及び第六号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三〇七 同 上

(適格分割等に係る交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十五条 法第五十条第六項(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入に係る届出)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同 上

二 法第五十条第五項に規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という。)に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(以下この号及び第四号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三〇五 同 上

(貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書の記載事項)

第二十五条の五 令第九十七条第二項（貸倒実績率の特別な計算方法）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 前号の内国法人の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項
イ 令第九十七条第一項に規定する適格分割等（以下この条において「適格分割等」という。）に係る分割法人又は現物出資法人（ロにおいて「分割法人等」という。） 当該適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人（ロ及び第四号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

ロ 適格分割等に係る分割承継法人等 当該適格分割等に係る分割法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 省略

（適格分割等により移転する金銭債権に係る期中貸倒引当金勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）

第二十五条の六 法第五十二条第七項（貸倒引当金）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 法第五十二条第五項に規定する適格分割等（次号において「適格分割等」という。）に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 省略

第六款の二 譲渡制限付株式を対価とする費用

第二十五条の九 令第百十一条の二第二項第二号（譲渡制限付株式の範囲

第二十五条の五 同上

一 同上

二 同上

イ 令第九十七条第一項に規定する適格分割等（以下この条において「適格分割等」という。）に係る分割法人又は現物出資法人（ロにおいて「分割法人等」という。） 当該適格分割等に係る分割承継法人又は被現物出資法人（以下この号及び第四号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

ロ 適格分割等に係る分割承継法人等 当該適格分割等に係る分割法人等の名称及び納税地（当該分割法人等が連結子法人である場合には、当該分割法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 同上

（適格分割等により移転する金銭債権に係る期中貸倒引当金勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）

第二十五条の六 法第五十二条第七項（適格分割等により移転する金銭債権に係る期中貸倒引当金勘定の金額の損金算入に係る届出）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同上

二 法第五十二条第五項に規定する適格分割等（次号において「適格分割等」という。）に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

第六款の二 譲渡制限付株式を対価とする費用

第二十五条の九 同上

等)の分割型分割(承継譲渡制限付株式(法第五十四条第一項(譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例)に規定する承継譲渡制限付株式をいう。以下この条において同じ。))が交付されるものに限る。)に伴い、当該分割型分割に係る分割法人の特定譲渡制限付株式(法第五十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式をいう。以下この条において同じ。)につき法第五十四条第一項に規定する給与等課税額が生ずることが確定した場合には、当該特定譲渡制限付株式に係る令第一百一十一条の二第四項に規定する費用の額は、当該特定譲渡制限付株式の交付につき交付され、又は消滅した債権の額(令第七十一条の三第一項(確定した数の株式を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等)に規定する確定数給与にあつては、同項に規定する交付決議時価額)に相当する金額に第一号に掲げる割合を乗じて計算した金額と当該相当する金額から当該計算した金額を控除した金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額その他の合理的な方法により計算した金額とし、当該承継譲渡制限付株式に係る令第一百一十一条の二第四項に規定する費用の額は、当該債権の額に相当する金額から当該合理的な方法により計算した金額を控除した金額とする。

一 一から当該分割型分割に係る令第二十三条第一項第二号(所有株式)に対応する資本金等の額の計算方法等)に規定する割合を控除した割合

二 省 略

(適格合併等による欠損金の引継ぎ等)

第二十六条の二 省 略

2 令第一百二十二条第六項第三号ロ(同条第八項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める書類は、同号の資産に係る次に掲げる書類とする。

一 資産の種類、名称、構造、取得価額、その取得をした日、令第一百二十二条第五項第一号(同条第八項において準用する場合にあつては、同条第七項)に規定する支配関係発生日の属する事業年度開始の日(次号において「支配関係事業年度開始日」という。)における帳簿価額
その他その資産の内容を記載した書類

二 次に掲げるいずれかの書類で前号の資産の支配関係事業年度開始日

一 一から当該分割型分割に係る令第二十三条第一項第二号(所有株式)に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等)に規定する割合を控除した割合

二 同 上

(適格合併等による欠損金の引継ぎ等)

第二十六条の二 同 上

2 同 上

一 資産の種類、名称、構造、取得価額、その取得をした日、令第一百二十二条第五項第一号に規定する支配関係発生日の属する事業年度開始の日(次号において「支配関係事業年度開始日」という。)における帳簿価額その他その資産の内容を記載した書類

二 同 上

における価額を明らかにするもの
イ 省 略

ロ 法第五十七条第三項（欠損金の繰越し）の内国法人が、当該支配関係事業年度開始日における価額を算定し、これを当該支配関係事業年度開始日における価額としていたときは、その算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

ハ 省 略

3 前項の規定は、令百十二条第十一項において準用する同条第六項第三号ロ（同条第十一項において準用する同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、前項第一号中「百十二条第五項第一号（とあるのは「百十二条第十一項において準用する」と、「同条第七項」とあるのは「同条第十一項において準用する同条第七項」と、同項第二号ロ中「法第五十七条第三項」とあるのは「法第五十七条第四項」と読み替えるものとする。

（時価評価除外法人の控除対象外欠損金額に係る事業関連性の判定）

第二十六条の二の二 第三条第一項及び第二項（事業関連性の判定）の規定は、令百十二条の二第四項第一号（通算完全支配関係に準ずる関係

等）の通算法人又は同号に規定する通算法人との間に完全支配関係がある法人の同号に規定する通算前事業と同号に規定する通算親法人又は同号に規定する通算親法人との間に完全支配関係がある法人の同号に規定する親法人事業とが同号の相互に関連するものに該当するかどうかの判定について準用する。この場合において、第三条第一項中「第二条第十二号の八イ又はロ（定義）に該当する合併以外の合併が」とあるのは「第五十七条第八項（欠損金の繰越し）の通算法人について法第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた場合において、「と、「ものである場合には」とあるのは「ときは」と、同項第一号中「当該被合併法人及び合併法人が当該合併の直前」とあるのは「令百十二条の二第四項第一号（通算完全支配関係に準ずる関係等）に規定する通算前事業を行う法人及び同号に規定する親法人事業を行う法人が同号の通算承認日の直前」と、同項第二号中「当該合併の直前」とある

イ 同 上

ロ 法第五十七条第三項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）の内国法人が、当該支配関係事業年度開始日における価額を算定し、これを当該支配関係事業年度開始日における価額としていたときは、その算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

ハ 同 上

3 前項の規定は、令百十二条第十一項において準用する同条第六項（同条第十一項において準用する同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、前項第二号ロ中「法第五十七条第三項」とあるのは、「法第五十七条第四項」と読み替えるものとする。

のは「令百十二条の二第四項第一号の通算承認日の直前」と、同号ハ中「合併後」とあるのは「通算承認日後」と、同条第二項中「当該合併後」とあるのは「令百十二条の二第四項第一号の通算承認日後」と読み替えるものとする。

(特定資産譲渡等損失額に相当する金額に係る資産の単位等)

第二十六条の二三 令百十二条の二第五項(通算完全支配関係に準ずる関係等)において準用する令百十二条第六項第三号イ(適格合併等による欠損金の引継ぎ等)(令百十二条の二第五項において準用する令百十二条第八項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める単位は、第二十六条の二第一項各号(適格合併等による欠損金の引継ぎ等)に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

2 第二十六条の二第二項の規定は、令百十二条の二第五項において準用する令百十二条第六項第三号ロ(令百十二条の二第五項において準用する令百十二条第八項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十六条の二第二項第一号中「第百十二条第五項第一号(同条第八項)とあるのは「第百十二条の二第五項(通算完全支配関係に準ずる関係等)において準用する令百十二条第五項第一号(令百十二条の二第五項において準用する令百十二条第八項)と、「同条第七項」とあるのは「令百十二条の二第五項において準用する令百十二条第七項」と、同項第二号ロ中「第五十七条第三項(欠損金の繰越し)の内国法人」とあるのは「第五十七条第八項(欠損金の繰越し)の通算法人」と読み替えるものとする。

(時価純資産価額等に関する保存書類)

第二十六条の二の四 省 略

2・3 省 略

4 第一項の規定は、令百十三条第十二項において準用する同条第二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第一項第一号中「第百十三条第一項第一号」とあるのは「第百十三条第十二項において準用する同条第一項第一号」と、同項第二号ロ中「第

(時価純資産価額等に関する保存書類)

第二十六条の二の二 同 上

2・3 同 上

百十三条第二項の内国法人」とあるのは「百十三条第十二項において準用する同条第二項の通算法人」と読み替えるものとする。

5| 第三項の規定は、令百十三条第十三項において準用する同条第九項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第三項第一号中「第百十三条第八項第一号」とあるのは「第百十三条第十三項において準用する同条第八項第一号」と、同項第二号中「第百十三条第九項の内国法人」とあるのは「第百十三条第十三項において準用する同条第九項の通算法人」と読み替えるものとする。

(欠損金に係る帳簿書類の保存)

第二十六条の三 内国法人が法第五十七条第一項(欠損金の繰越し)の規定の適用を受けようとする場合(当該内国法人が通算法人である場合には、他の通算法人が法第六十四条の七第一項(欠損金の通算)の規定により当該内国法人の法第五十七条第一項の欠損金額について同項の規定の適用を受けようとする場合を含む。)には、当該内国法人は、同項の欠損金額が生じた事業年度の第五十九条第一項各号(帳簿書類の整理保存)に掲げる帳簿書類(法第五十七条第二項の規定により当該内国法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものにあつては、当該帳簿書類又はその写し)を整理し、第五十九条第二項に規定する起算日から十年間、これを納税地(同条第一項第三号に掲げる書類又はその写しにあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地)に保存しなければならない。

2| 第五十九条第三項から第六項までの規定は、前項に規定する帳簿書類の保存について準用する。

3| 第一項に規定する事業年度が青色申告書を提出する事業年度でない場

(青色申告書を提出した事業年度の欠損金に係る帳簿書類の保存)

第二十六条の三 法第五十七条第一項(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し)の規定の適用を受けようとする内国法人は、同項の欠損金額が生じた事業年度の第五十九条第一項各号(帳簿書類の整理保存)に掲げる帳簿書類(法第五十七条第二項の規定により当該内国法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものにあつては、当該帳簿書類又はその写し)を整理し、第五十九条第二項に規定する起算日から十年間、これを納税地(同条第一項第三号に掲げる書類又はその写しにあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地)に保存しなければならない。

2| 前項の欠損金額が法第五十七条第六項の規定により同条第一項の内国法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたもの又は同条第七項の規定によりみなして適用する同条第二項の規定により同条第一項の内国法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたものである場合には、前項中「第五十九条第一項各号(帳簿書類の整理保存)」とあるのは「第八条の三の十第一項各号(連結法人の帳簿書類の整理保存)」と、「第五十九条第二項」とあるのは「第八条の三の十第二項」とする。

3| 第五十九条第三項から第六項までの規定は、第一項に規定する帳簿書類の保存について準用する。

合には、その事業年度に係る前二項の規定の適用については、第一項中「第五十九条第一項各号（帳簿書類の整理保存）」に掲げる帳簿書類」とあるのは「第六十六条第一項（取引に関する帳簿及びその記載事項等）」に規定する帳簿及び第六十七条第一項各号（帳簿書類の整理保存等）」に掲げる書類」と、「当該帳簿書類」とあるのは「当該帳簿及び書類」と、「その写し」とあるのは「これらの写し」と、「同条第一項第三号」とあるのは「第六十七条第一項第一号」と、前項中「帳簿書類」とあるのは「帳簿及び書類」と、「準用する」とあるのは「準用する」。この場合において、同条第四項中「別表二十一に定める記載事項」とあるのは「別表二十三の区分の欄に掲げる事項」と、「当該記載事項」とあるのは「当該事項」と読み替えるものとする」とする。

（欠損金の繰越しに係る再生支援等の範囲）

第二十六条の四 令百十三条の二第一項第三号（事業の再生が図られたと認められる事由等）に規定する財務省令で定める再生支援は、次に掲げるものとする。

一・二 省略

2 令百十三条の二第一項第三号ハに規定する財務省令で定めるものは、同号ハの内国法人に対する金銭債権で同号ハの事実の発生前の原因に基づいて生じたものとする。

3 令百十三条の二第四項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 省略

（評価損資産の範囲等）

第二十六条の五 令百十三条の三第六項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不适用）に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

4 第八条の三の十第三項から第六項までの規定は、第二項の規定により読み替えて適用する第一項に規定する帳簿書類の保存について準用する。

（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越しに係る再生支援等の範囲）

第二十六条の三の二 令百十二条第十四項第三号（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）に規定する財務省令で定める再生支援は、次に掲げるものとする。

一・二 同上

2 令百十二条第十四項第三号ハに規定する財務省令で定めるものは、同号ハの内国法人に対する金銭債権で同号ハの事実の発生前の原因に基づいて生じたものとする。

3 令百十二条第十七項に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 同上

（評価損資産の範囲等）

第二十六条の四 令百十三条の二第六項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不适用）に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

法第五十七条の二第一項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等法人（以下この項において「欠損等法人」という。）の同条第一項第二号に規定する旧事業（以下この条において「旧事業」という。）及び同号に規定する資金借入れ等（以下この項及び第四項第一号において「資金借入れ等」という。）につき次の各号に掲げる事実がある場合には、当該欠損等法人が法第五十七条の二第一項第二号又は第三号に規定する旧事業の事業規模（同項第二号に規定する事業規模をいう。第四項において同じ。）のおおむね五倍を超える資金借入れ等を行つたかどうかの判定については、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める方法により行うものとする。

一 旧事業による収益が資産の譲渡によるものである場合で、資金借入れ等により行われることが見込まれる事業（以下この条において「新事業」という。）が次に掲げるものであることが明らかであるとき
次に掲げる新事業の区分に応じそれぞれ次に定める方法

イ 資産の譲渡による事業 次に掲げる金額（イにおいて「旧事業計数」という。）とそれぞれ次に定める金額（イにおいて「新事業計数」という。）とを比較し、当該新事業計数が当該旧事業計数のおおむね五倍を超えるものとなるかどうかを判定する方法

(1) 旧事業による事業規模算定期間（旧事業にあつては令百十三条の三十項第一号に規定する事業規模算定期間をいい、新事業にあつては資金借入れ等の日以後の期間を一年ごとに区分した期間又は同日の属する事業年度以後の事業年度をいう。以下この項及び第四項において同じ。）における譲渡収益額（同号に規定する譲渡収益額をいう。ロ(1)において同じ。） 新事業による事業規模算定期間における譲渡収益額として合理的に見込まれる金額

(2) 省略

ロ 資産の貸付けによる事業 次に掲げる金額（ロにおいて「旧事業計数」という。）とそれぞれ次に定める金額（ロにおいて「新事業計数」という。）とを比較し、当該新事業計数が当該旧事業計数のおおむね五倍を超えるものとなるかどうかを判定する方法

(1) 旧事業による事業規模算定期間における譲渡利益額（譲渡収益

同上

一 同上

イ 同上

(1) 旧事業による事業規模算定期間（旧事業にあつては令百十三条の三十一項第一号に規定する事業規模算定期間をいい、新事業にあつては資金借入れ等の日以後の期間を一年ごとに区分した期間又は同日の属する事業年度若しくは連結事業年度以後の事業年度若しくは連結事業年度をいう。以下この項及び第四項において同じ。）における譲渡収益額（同号に規定する譲渡収益額をいう。ロ(1)において同じ。） 新事業による事業規模算定期間における譲渡収益額として合理的に見込まれる金額

(2) 同上

ロ 同上

(1) 旧事業による事業規模算定期間における譲渡利益額（譲渡収益

額から、その売上原価その他の原価の額を控除した金額をいう。
以下この項において同じ。） 新事業による事業規模算定期間における貸付収益額（令百十三条の三第十項第二号に規定する貸付収益額をいう。以下この項において同じ。）として合理的に見込まれる金額

(2) 省 略

ハ 役務の提供による事業 次に掲げる金額（ハにおいて「旧事業計数」という。）とそれぞれ次に定める金額（ハにおいて「新事業計数」という。）とを比較し、当該新事業計数が当該旧事業計数のおおむね五倍を超えるものとなるかどうかを判定する方法

(1) 旧事業による事業規模算定期間における譲渡利益額 新事業による事業規模算定期間における役務提供収益額（令百十三条の三第十項第三号に規定する役務提供収益額をいう。以下この項において同じ。）として合理的に見込まれる金額

(2) 省 略

二・三 省 略

3 令百十三条の三第十二項に規定する財務省令で定める金額は、前項の旧事業に係る原価所要額、貸付資産額及び役務提供所要額並びに新事業に係る棚卸資産資金額、貸付資産資金額及び役務提供資金額とする。

4 令百十三条の三第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 省 略

額から、その売上原価その他の原価の額を控除した金額をいう。
以下この項において同じ。） 新事業による事業規模算定期間における貸付収益額（令百十三条の二第十項第二号に規定する貸付収益額をいう。以下この項において同じ。）として合理的に見込まれる金額

(2) 同 上

ハ 同 上

(1) 旧事業による事業規模算定期間における譲渡利益額 新事業による事業規模算定期間における役務提供収益額（令百十三条の二第十項第三号に規定する役務提供収益額をいう。以下この項において同じ。）として合理的に見込まれる金額

(2) 同 上

二・三 同 上

3 令百十三条の二第十三項に規定する財務省令で定める金額は、前項の旧事業に係る原価所要額、貸付資産額及び役務提供所要額並びに新事業に係る棚卸資産資金額、貸付資産資金額及び役務提供資金額とする。

4 令百十三条の二第十四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 同 上

（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金に係る帳簿書類の保存）

第二十六条の五

法第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業

年度の災害による損失金の繰越し）の規定の適用を受けようとする内国法人は、同項に規定する災害損失欠損金額（以下この項において「災害損失欠損金額」という。）が生じた事業年度の第六十六条第一項（取引に関する帳簿及びその記載事項等）に規定する帳簿及び第六十七条第一項各号（帳簿書類の整理保存等）に掲げる書類（法第五十八条第二項の規定により当該内国法人の各事業年度において生じた災害損失欠損金額とみなされたものにあつては、当該帳簿及び書類又はこれらの写し）を

整理し、第五十九条第二項（帳簿書類の整理保存）に規定する起算日から十年間、これを納税地（第六十七条第一項第一号に掲げる書類又はその写しにあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地）に保存しなければならない。

2| 第五十九条第三項から第六項までの規定は、前項に規定する帳簿及び書類の保存について準用する。この場合において、同条第四項中「別表二十に定める記載事項」とあるのは「別表二十二の区分の欄に掲げる事項」と、「当該記載事項」とあるのは「当該事項」と読み替えるものとする。

（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越しに係る再生支援等の範囲）

2| 第二十六条の五の二 令第一百六十六条の二第五項第三号（被合併法人等の未処理災害損失欠損金額の引継ぎ）に規定する財務省令で定める再生支援は、次に掲げるものとする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十四条第一項（支援基準）に規定する再生支援のうち、同法第二十八条第一項（買取決定）に規定する買取決定又は同法第三十一条第一項（出資決定）に規定する出資決定が行われるもの

二 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十八条第一項（支援基準）に規定する再生支援のうち、同法第二十二条第一項（買取決定）に規定する買取決定又は同法第二十五条第一項（出資決定）に規定する出資決定が行われるもの

2| 令第一百六十六条の二第五項第三号ハに規定する財務省令で定めるものは、同号ハの内国法人に対する金銭債権で同号ハの事実の発生前の原因に基づいて生じたものとする。

（会社更生等により債務の免除を受けた金額等の明細等に関する書類）

第二十六条の六 法第五十九条第六項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第五十九条第一項各号に掲げる場合に該当する場合 次に掲げる書類

（会社更生等により債務の免除を受けた金額等の明細等に関する書類）

第二十六条の六 法第五十九条第四項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 同上

イ 省略

ロ 次に掲げる事項を記載した書類

(1) 省略

(2) (1)に規定する免除を受けた債務(1)に規定する消滅した債務を含む。)に係る債権が令第百十六条の三(会社更生等の場合の債権の範囲)に規定する更生債権であることの明細

(3) 省略

(4) (3)に規定する贈与を行った者が当該内国法人の法第五十九条第一項第二号に規定する役員等であることの明細

(5) 省略

二 法第五十九条第二項に規定するとき又は同条第三項各号に掲げる場合に該当する場合 次に掲げる書類

イ 令第百十七条の二各号(民事再生等の場合の債権の範囲)又は第百十七条の三各号(再生手続開始の決定に準ずる事実等)に掲げる事実が生じたことを証する書類

ロ 次に掲げる事項を記載した書類

(1) 省略

(2) (1)に規定する免除を受けた債務(1)に規定する消滅した債務を含む。)に係る債権が令第百十七条の二各号又は第百十七条の三各号に定める債権であることの明細

(3) その債務の免除を行った者(1)に規定する消滅した債務に係る債権を令第百十七条の二各号又は第百十七条の三各号に掲げる事実が生じた時において有していた者を含む。)又は贈与を行った者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(4) (3)に規定する贈与を行った者が当該内国法人の法第五十九条第二項第二号又は第三項第二号に規定する役員等であることの明細

(5) 省略

三 法第五十九条第四項の残余財産がないと見込まれる場合 残余財産がないと見込まれることを説明する書類

(株式交換により取得をした株式会社交換完全子法人株式の取得価額)

イ 同上

ロ 同上

(1) 同上

(2) (1)に規定する免除を受けた債務(1)に規定する消滅した債務を含む。)に係る債権が令第百十六条の四(会社更生等の場合の債権の範囲)に規定する更生債権であることの明細

(3) 同上

(4) (3)に規定する贈与を行った者が当該内国法人の役員等(法第五十九条第一項第二号に規定する役員等をいう。次号において同じ。)であることの明細

(5) 同上

二 法第五十九条第二項各号に掲げる場合に該当する場合 次に掲げる書類

イ 令第百十七条各号(再生手続開始の決定に準ずる事実等)に掲げる事実が生じたことを証する書類

ロ 同上

(1) 同上

(2) (1)に規定する免除を受けた債務(1)に規定する消滅した債務を含む。)に係る債権が令第百十七条各号に定める債権であることの明細

(3) その債務の免除を行った者(1)に規定する消滅した債務に係る債権を法第五十九条第二項第一号に規定する時において有していた者を含む。)又は贈与を行った者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地

(4) (3)に規定する贈与を行った者が当該内国法人の役員等であることの明細

(5) 同上

三 法第五十九条第三項の残余財産がないと見込まれる場合 残余財産がないと見込まれることを説明する書類

(株式交換により取得をした株式会社交換完全子法人株式の取得価額)

第二十六条の十一 令百十九条第一項第十号ロ（有価証券の取得価額）に規定する財務省令で定める方法は、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる数で除し、これに第三号に掲げる数を乗じて計算する方法その他合理的な方法とする。

- 一 令百十九条第一項第十号ロに規定する前事業年度終了の時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額
- 二・三 省略

第十一款の二 完全支配関係がある法人の間の取引の損益

第二十七条の十三の二 令百二十二条の十二第一項第三号（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

第十一款の三 組織再編成に係る所得の金額の計算

（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）
第二十七条の十四 内国法人が次の各号に掲げる事項を記載した法又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づく書類を提出する場合には、当該各号に掲げる事項の記載については、別表十三、別表十一（一）から別表十二（七）まで、別表十二（九）、別表十二（四）、別表十三（一）

第二十六条の十一 同上

- 一 令百十九条第一項第十号ロに規定する前期末時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額
- 二・三 同上

第十一款の二 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価

（連結納税の開始等に伴う資産の時価評価の単位）

第二十七条の十三の二 令百二十二条の十二第一項第四号（連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益）に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

第十一款の三 完全支配関係がある法人の間の取引の損益

（完全支配関係がある法人の間の取引に係る譲渡損益調整資産の単位）
第二十七条の十三の三 令百二十二条の十四第一項第三号（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

第十一款の四 組織再編成に係る所得の金額の計算

（期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式）
第二十七条の十四 同上

から別表十三(八)まで、別表十三(十)、別表十六(一)から別表十六(六)まで及び別表十六(八)から別表十六(十)までに定める書式によらなければならない。この場合において、第二十一条の二第四号(適格分割等により移転する減価償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)又は第二十一条の三第四号(適格分割等により引き継ぐ繰延資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)に掲げる事項をこれらの書式により記載するときは、第二十一条の二第四号に掲げる事項にあつては、その移転をする減価償却資産に係る記載すべき金額を令第十三条各号(減価償却資産の範囲)に掲げる資産の種類ごとに、かつ、償却の方法の異なるごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を、第二十一条の三第四号に掲げる事項にあつては、その引継ぎをする繰延資産に係る記載すべき金額を令第十四条第一項各号(繰延資産の範囲)に掲げる繰延資産の種類ごとに区分し、その区分ごとに合計した金額を記載することができる。

一 省 略

二 租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第二十条の二十三第七号(準備金方式による特別償却)、第二十一条第六号第五号(海外投資等損失準備金)、第二十一条の五第五号(特定災害防止準備金)、第二十一条の十一第二項第五号(原子力発電施設解体準備金)、第二十一条の十二第二項第五号(保険会社等の異常危険準備金)、第二十一条の十三第五号(原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金)、第二十一条の十四第二項第五号(特定船舶に係る特別修繕準備金)、第二十一条の十五第七項第六号(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)、第二十一条の二第五項第七号、第九項第七号及び第十三項第七号(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例)、第二十一条の七第五項第六号及び第六項第六号(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)、第二十一条の八第二項第六号(特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例)、第二十一条の九第三項第六号(特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例)、第二十一条の九の二第二項第六号(平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)並びに第二十一条の十七第三項第六号及び第四項第六号(転廃業助成金等に係る課税の特例)に掲げる事項

一 同 上

二 租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第二十条の二十三第七号(準備金方式による特別償却)、第二十一条第六号第五号(海外投資等損失準備金)、第二十一条の五第五号(特定災害防止準備金)、第二十一条の十一第二項第五号(原子力発電施設解体準備金)、第二十一条の十二第二項第五号(保険会社等の異常危険準備金)、第二十一条の十三第五号(原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金)、第二十一条の十四第二項第五号(特定船舶に係る特別修繕準備金)、第二十一条の十五第七項第六号(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)、第二十一条の二第五項第七号、第九項第七号及び第十三項第七号(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例)、第二十一条の七第六項第六号及び第八項第六号(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例)、第二十一条の八第二項第六号(特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例)、第二十一条の九第三項第六号(特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例)、第二十一条の九の二第二項第六号(平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)並びに第二十一条の十七第三項第六号及び第四項第六号(転廃業助成金等に係る課税の特例)に掲げる事項

三〇 略

(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)

第二十七条の十五 令第二百二十三条の八第二項第四号(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)(同条第九項、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める単位は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

一・二 省 略

三 土地等(令第二百二十三条の八第二項第一号に規定する土地等をいう。以下この号において同じ。)土地等を一筆(一体として事業の用に供される一団の土地等にあつては、その一団の土地等)ごとに区分するものとする。

四 略

2 令第二百二十三条の八第二項第五号(同条第九項、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める書類は、同号の資産に係る次に掲げる書類とする。

一 資産の種類、名称、構造、取得価額、その取得をした日、令第二百二十三条の八第二項第五号に規定する支配関係発生日(次号において「支配関係発生日」という。)の属する事業年度開始の日における帳簿価額その他その資産の内容を記載した書類

二 次に掲げるいずれかの書類で前号の資産の支配関係発生日の属する事業年度開始の日における価額を明らかにするもの

イ 省 略

ロ 令第二百二十三条の八第二項第五号の内国法人が、当該支配関係発生日の属する事業年度開始の日における価額を算定し、これを同日における価額としておけるときは、その算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

ハ 省 略

3 令第二百二十三条の八第三項第三号イ(同条第九項、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める単位は、第一項各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

三〇 同上

(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)

第二十七条の十五 令第二百二十三条の八第三項第四号(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)(同条第十四項、第十七項及び第十八項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める単位は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

一・二 同 上

三 土地等(令第二百二十三条の八第三項第一号に規定する土地等をいう。以下この号において同じ。)土地等を一筆(一体として事業の用に供される一団の土地等にあつては、その一団の土地等)ごとに区分するものとする。

四 同上

2 令第二百二十三条の八第三項第五号(同条第十四項、第十七項及び第十八項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める書類は、同号の資産に係る次に掲げる書類とする。

一 資産の種類、名称、構造、取得価額、その取得をした日、令第二百二十三条の八第三項第五号に規定する支配関係発生日(以下この条において「支配関係発生日」という。)の属する事業年度開始の日における帳簿価額その他その資産の内容を記載した書類

二 同上

イ 同 上

ロ 令第二百二十三条の八第三項第五号の内国法人が、当該支配関係発生日の属する事業年度開始の日における価額を算定し、これを同日における価額としておけるときは、その算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

ハ 同 上

3 令第二百二十三条の八第十二項第三号イ(同条第十五項、第十七項及び第十八項において準用する場合を含む。)に規定する財務省令で定める単位は、第一項各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

4 第二項の規定は、令第二百二十三條の八第三項第三号口（同条第九項、第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二項各号中「第二百二十三條の八第二項第五号」とあるのは「第二百二十三條の八第三項」と、「支配関係発生日」とあるのは「関連法人支配関係発生日」と読み替えるものとする。

5 法第六十二條の七第二項第二号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に規定する支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していた資産に準ずるものとして政令で定めるもののうち当該内国法人が同条第一項に規定する特定適格組織再編成等の日の属する事業年度開始の日後に有することとなつたものについて令第二百二十三條の八第九項において準用する同条第二項第四号の規定を適用する場合には、その有することとなつた日を同号に規定する特定適格組織再編成等の日の属する事業年度開始の日とみなす。

（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）
第二十七條の十五の二 令第二百二十三條の九第二項（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）（同条第七項から第九項までにおいて準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 省 略

2 前項の規定は、令第二百二十三條の九第五項（同条第七項から第九項までにおいて準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、前項第一号中「第二百二十三條の九第一項第一号に規定する支配関係事業年度」とあるのは「第二百二十三條の九第四項第一号に規定する関連法人支配関係事業年度」と、同項第二号口中「第二百二十三條の九第一項」とあるのは「第二百二十三條の九第四

4 第二項の規定は、令第二百二十三條の八第十二項第三号口（同条第十五項、第十七項及び第十八項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二項各号中「第二百二十三條の八第三項第五号」とあるのは「第二百二十三條の八第十二項」と、「支配関係発生日」とあるのは「関連法人支配関係発生日」と読み替えるものとする。

5 令第二百二十三條の八第十二項（同条第十七項及び第十八項において準用する場合を含む。）の規定により支配関係発生日前から有していたものとみなされる資産は、同条第三項第五号（同条第十七項及び第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していたものとする。

6 令第二百二十三條の八第十五項において準用する同条第十二項の規定により法第六十二條の七第一項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）の内国法人が支配関係発生日の属する事業年度開始の日前から有していたものとみなされる資産のうち当該内国法人が同項に規定する特定適格組織再編成等の日の属する事業年度開始の日後に有することとなつたものについて令第二百二十三條の八第十四項において準用する同条第三項第四号の規定を適用する場合には、その有することとなつた日を同条第十四項において準用する同号に規定する特定適格組織再編成等の日の属する事業年度開始の日とみなす。

（特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例）
第二十七條の十五の二 令第二百二十三條の九第二項（特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例）（同条第六項から第八項までにおいて準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 同 上

2 前項の規定は、令第二百二十三條の九第五項（同条第六項から第八項までにおいて準用する場合を含む。）において準用する同条第二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、前項第一号中「第二百二十三條の九第一項第一号に規定する支配関係事業年度」とあるのは「第二百二十三條の九第四項第一号に規定する関連法人支配関係事業年度」と、同項第二号口中「第二百二十三條の九第一項」とある

項」と読み替えるものとする。

3 令第二百二十三条の九第十一項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 令第二百二十三条の九第十項の特定適格組織再編成等により移転を受けた資産（同項の内国法人の株式又は出資を除く。）の当該移転の直前（適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）にあつては、その残余財産の確定の時。以下この項において同じ。）における価額及び帳簿価額を記載した書類

二 次に掲げるいずれかの書類で前号の資産の同号の移転の直前における価額を明らかにするもの

イ 省略

ロ 令第二百二十三条の九第十項の内国法人が、当該移転の直前における価額を算定し、これを当該移転の直前における価額としておるときは、その算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

ハ 省略

第十一款の四 工事未収入金の帳簿価額の調整

第二十七条の十六の三 内国法人が有する令第三百三十条第一項（工事進行基準の方法による未収入金）に規定する売掛債権等について、同項に規定する期間内において、貸倒れによる損失が生じたこと、法第三十三条第三項（資産の評価損）又は第六十四条の十一第一項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）の規定の適用を受けることその他これらに類する事由によりその帳簿価額を増額し、又は減額することとなる場合には、当該売掛債権等の帳簿価額は、令第三百三十条第一項に規定する控除した金額にその増額する金額を加算し、又は当該控除した金額からその減額する金額を減算した金額とする。

第十一款の五 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算

第十一款の六 完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠

のは「第二百二十三条の九第四項」と読み替えるものとする。

3 令第二百二十三条の九第十項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 令第二百二十三条の九第九項の特定適格組織再編成等により移転を受けた資産（同項の内国法人の株式又は出資を除く。）の当該移転の直前（適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）にあつては、その残余財産の確定の時。以下この項において同じ。）における価額及び帳簿価額を記載した書類

二 同上

イ 同上

ロ 令第二百二十三条の九第九項の内国法人が、当該移転の直前における価額を算定し、これを当該移転の直前における価額としておるときは、その算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

ハ 同上

第十一款の五 工事未収入金の帳簿価額の調整

第二十七条の十六の三 内国法人が有する令第三百三十条第一項（工事進行基準の方法による未収入金）に規定する売掛債権等について、同項に規定する期間内において、貸倒れによる損失が生じたこと、法第三十三条第三項（資産の評価損の損金不算入等）又は第六十一条の十一第一項（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）の規定の適用を受けることその他これらに類する事由によりその帳簿価額を増額し、又は減額することとなる場合には、当該売掛債権等の帳簿価額は、令第三百三十条第一項に規定する控除した金額にその増額する金額を加算し、又は当該控除した金額からその減額する金額を減算した金額とする。

第十一款の六 公益法人等が普通法人等に移行する場合の所得の金額の計算

損金の通算

(損益通算の対象となる欠損金額の特例に係る事業関連性の判定)

第二十七条の十六の五 第三条第一項及び第二項(事業関連性の判定)の規定は、令第三百三十一条の八第二項(損益通算の対象となる欠損金額の特例)において準用する令第一百二十二条の二第四項第一号(通算完全支配関係に準ずる関係等)に規定する通算法人又は同号に規定する通算法人との間に完全支配関係がある法人の同号に規定する通算前事業と同号に規定する通算親法人又は同号に規定する通算親法人との間に完全支配関係がある法人の同号に規定する親法人事業とが同号の相互に関連するものに該当するかどうかの判定について準用する。この場合において、第三条第一項中「第二条第十二号の八イ又はロ(定義)に該当する合併以外の合併が」とあるのは「第六十四条の六第一項(損益通算の対象となる欠損金額の特例)に規定する通算法人について法第六十四条の九第一項(通算承認)の規定による承認の効力が生じた場合において、」と、「ものである場合には」とあるのは「ときは」と、同項第一号中「当該被合併法人及び合併法人が当該合併の直前」とあるのは「令第三百三十一条の八第二項(損益通算の対象となる欠損金額の特例)において準用する令第一百二十二条の二第四項第一号(通算完全支配関係に準ずる関係等)に規定する通算前事業を行う法人及び同号に規定する親法人事業を行う法人が同号の通算承認日の直前」と、同項第二号中「当該合併の直前」とあるのは「令第三百三十一条の八第二項において準用する令第一百二十二条の二第四項第一号の通算承認日の直前」と、同号ハ中「合併後」とあるのは「通算承認日後」と、同条第二項中「当該合併後」とあるのは「令第三百三十一条の八第二項において準用する令第一百二十二条の二第四項第一号の通算承認日後」と読み替えるものとする。

(損益通算の対象となる欠損金額の特例における特定資産譲渡等損失額に係る資産の単位等)

第二十七条の十六の六 令第三百三十一条の八第三項(損益通算の対象となる欠損金額の特例)において準用する令第二百二十三条の八第二項第四号及び第三項第三号イ(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号(特定資産

産に係る譲渡等損失額の損金不算入)に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

2| 第二十七条の十五第二項の規定は、令第三百三十一条の八第三項において準用する令第二百二十三条の八第二項第五号に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十七条の十五第二項第一号中「第二百二十三条の八第二項第五号」とあるのは「第三百三十一条の八第三項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）において準用する令第二百二十三条の八第二項第五号」と、同項第二号ロ中「第二百二十三条の八第二項第五号の内国法人」とあるのは「第三百三十一条の八第三項において準用する令第二百二十三条の八第二項第五号の通算法人」と読み替えるものとする。

3| 第二十七条の十五第二項の規定は、令第三百三十一条の八第三項において準用する令第二百二十三条の八第三項第三号ロに規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十七条の十五第二項第一号中「第二百二十三条の八第二項第五号」とあるのは「第三百三十一条の八第三項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）において準用する令第二百二十三条の八第三項」と、「支配関係発生日」とあるのは「関連法人支配関係発生日」と、同項第二号中「の支配関係発生日」とあるのは「一の関連法人支配関係発生日」と、同号ロ中「第二百二十三条の八第二項第五号の内国法人」とあるのは「第三百三十一条の八第三項において準用する令第二百二十三条の八第三項の通算法人」と、「支配関係発生日」とあるのは「関連法人支配関係発生日」と読み替えるものとする。

（損益通算の対象となる欠損金額の特例における特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等に関する保存書類）

第二十七条の十六の七 第二十七条の十五の二第一項（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）の規定は、令第三百三十一条の八第五項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）において準用する令第二百二十三条の九第二項（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十七条の十五の二第一項第一号中「第二百二十三条の九第一項第一号」とあるのは「第三百三十一条の八第五項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）において準用する令第二百二十三条の九第一項第

「一号」と、同項第二号ロ中「第二百二十三条の九第一項の内国法人」とあるのは「第三百三十一条の八第五項の通算法人」と読み替えるものとする。

2| 第二十七条の十五の二第一項の規定は、令第三百三十一条の八第五項において準用する令第二百二十三条の九第五項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十七条の十五の二第一項第一号中「第二百二十三条の九第一項第一号に規定する支配関係事業年度」とあるのは「第三百三十一条の八第五項（損益通算の対象となる欠損金額の特例）において準用する令第二百二十三条の九第四項第一号に規定する関連法人支配関係事業年度」と、同項第二号ロ中「第二百二十三条の九第一項の内国法人」とあるのは「第三百三十一条の八第五項の通算法人」と読み替えるものとする。

(通算承認の申請書等の記載事項)

第二十七条の十六の八 法第六十四条の九第二項（通算承認）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十四条の九第二項の申請をする同条第一項に規定する親法人及び同条第二項に規定する他の内国法人（以下この項及び次項において「申請法人」という。）の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第二編第一章第一節第十一款第一目（損益通算及び欠損金の通算）の規定の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日

三 第一号の親法人の申請時における発行済株式又は出資の総数又は総額並びにその主要な株主等の氏名又は名称及びその保有する株式又は出資の数又は金額

四 第一号の他の内国法人の申請時における発行済株式又は出資の総数又は総額、当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資の数又は金額及び令第三百三十一条の十一第二項（通算法人の範囲）の規定により読み替えられた令第四条の二第二項各号（支配関係及び完全支配関係）に掲げる株式の数並びに当該他の内国法人の発行済株式又は出資を保有する申請法人の名称及びその保有する株式又は出資の数又は金額

五 申請法人のうち法第六十四条の十第一項（通算制度の取りやめ等）の承認を受けたことがあるものにあつては、当該申請法人の名称及び

その承認を受けた日

六 申請法人のうち法第二百二十七条第二項（青色申告の承認の取消し）の規定による通知を受けたことがあるものにあつては、当該申請法人の名称及びその通知を受けた日

七 申請法人のうち法第二百二十八条（青色申告の取りやめ）に規定する届出書の提出をしたことがあるものにあつては、当該申請法人の名称及びその届出書を提出した日

八 その他参考となるべき事項

2 法第六十四条の九第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十四条の九第八項の書類を提出する同項に規定する親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 前号の親法人の設立の日

三 申請法人のうち、法第六十四条の九第十項第一号に掲げる法人に該当するものがある場合には、その該当する申請法人の名称

四 その他参考となるべき事項

3 令第三百三十一条の十二第三項（通算承認の手続等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第三百三十一条の十二第三項の通算親法人又は親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 令第三百三十一条の十二第三項の他の内国法人（以下この項において「他の内国法人」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 令第三百三十一条の十二第三項に規定する完全支配関係を有することとなつた日における当該他の内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額、当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資の数又は金額及び令第三百三十一条の十一第二項の規定により読み替えられた令第四条の二第二項各号に掲げる株式の数並びに当該他の内国法人の発行済株式又は出資を保有する法人の名称及びその保有する株式又は出資の数又は金額

四 当該他の内国法人が法第六十四条の十第一項の承認を受けたことがある場合には、その承認を受けた日

五 当該他の内国法人が法第二百二十七条第二項の規定による通知を受けたことがある場合には、その通知を受けた日

六 当該他の内国法人が法第二百二十八条に規定する届出書の提出をしたことがある場合には、その届出書を提出した日

七 当該他の内国法人が法第六十四条の十第六項（第六号に係る部分に限るものとし、その発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する通算子法人の破産手続開始の決定による解散に基因して同号に掲げる事実が生じた場合を除く。）の規定により法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失ったことがある場合には、その効力を失った日並びにその効力を失った直前において当該他の内国法人に係る通算親法人であつたものの名称及び納税地

八 当該他の内国法人が法第十四条第八項（事業年度の特例）の規定の適用を受ける場合には、その旨並びに当該他の内国法人の同項に規定する加入日の前日から同項第一号に規定する特例決算期間の末日までの期間内の日の属する各適用後事業年度（同項の規定を適用するものとした場合における事業年度をいう。）開始の日及び終了の日

九 その他参考となるべき事項

（通算制度の取りやめの承認の申請書の記載事項）

第二十七条の十六の九 法第六十四条の十第二項（通算制度の取りやめ等

）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第六十四条の十第二項の申請をする同項に規定する通算法人の全ての名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 その他参考となるべき事項

（通算制度の開始に伴う資産の時価評価の単位）

第二十七条の十六の十 令第三百三十一条の十五第一項第四号（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

（通算制度への加入に伴う資産の時価評価の単位等）

第二十七条の十六の十一 令第三百三十一条の十六第一項第三号（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する財務省令で定める単位

は、第二十七条の十五第一項各号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

2| 第三条第一項及び第二項（事業関連性の判定）の規定は、令第三百三十一

条の十六第四項第一号の法人又は同号に規定する他の法人の同号に規定する子法人事業と同号の通算親法人又は同号に規定する他の通算法人の同号に規定する親法人事業とが同号の相互に関連するものに該当するかどうかの判定について準用する。この場合において、第三条第一項中「第二条第十二号のハイ又はロ（定義）に該当する合併以外の合併が」とあるのは「第六十四条の十二第一項第四号（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）の法人が同号の通算親法人との間に完全支配関係（法第六十四条の九第一項（通算承認）に規定する政令で定める関係に限る。）を有することとなつた場合において、」と、「ものである場合には」とあるのは「ときは」と、同項第一号中「当該被合併法人及び合併法人が当該合併の直前」とあるのは「令第三百三十一條の十六第四項第一号（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）に規定する子法人事業を行う法人及び同号に規定する親法人事業を行う法人が同号の完全支配関係発生日の直前」と、同項第二号中「当該合併の直前」とあるのは「令第三百三十一條の十六第四項第一号の完全支配関係発生日の直前」と、同号ハ中「合併後」とあるのは「完全支配関係発生日後」と、同条第二項中「当該合併後」とあるのは「令第三百三十一條の十六第四項第一号の完全支配関係発生日後」と読み替えるものとする。

（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価の単位）

第二十七条の十六の十二 令第三百三十一條の十七第二項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入に係る事業関連性の判定）

第二十七条の十六の十三 第三条第一項及び第二項（事業関連性の判定）の規定は、令第三百三十一條の十九第二項（特定資産に係る譲渡等損失額

の損金不算入)において準用する令第一百十二条の二第四項第一号(通算完全支配関係に準ずる関係等)に規定する通算法人又は同号に規定する通算法人との間に完全支配関係がある法人の同号に規定する通算前事業と同号に規定する通算親法人又は同号に規定する通算親法人との間に完全支配関係がある法人の同号に規定する親法人事業とが同号の相互に関連するものに該当するかどうかの判定について準用する。この場合において、第三条第一項中「第十二号の八イ又はロ(定義)に該当する合併以外の合併が」とあるのは「第六十四条の十四第一項(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)に規定する通算法人について法第六十四条の九第一項(通算承認)の規定による承認の効力が生じた場合において、」と、「ものである場合には」とあるのは「ときは」と、同項第一号中「当該被合併法人及び合併法人が当該合併の直前」とあるのは「令第一百三十一条の十九第二項(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)において準用する令第一百十二条の二第四項第一号(通算完全支配関係に準ずる関係等)に規定する通算前事業を行う法人及び同号に規定する親法人事業を行う法人が同号の通算承認日の直前」と、同項第二号中「当該合併の直前」とあるのは「令第一百三十一条の十九第二項において準用する令第一百十二条の二第四項第一号の通算承認日の直前」と、同号ハ中「合併後」とあるのは「通算承認日後」と、同条第二項中「当該合併後」とあるのは「令第一百三十一条の十九第二項において準用する令第一百十二条の二第四項第一号の通算承認日後」と読み替えるものとする。

(特定資産譲渡等損失額に係る資産の単位等)

第二十七条の十六の十四 令第一百三十一条の十九第三項(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)において準用する令第一百十二条の八第二項第四号及び第三項第三号イ(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)に規定する財務省令で定める単位は、第二十七条の十五第一項各号(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

2)

第二十七条の十五第二項の規定は、令第一百三十一条の十九第三項において準用する令第一百二十三条の八第二項第五号に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十七条の十五第二項第一号中「第一百二十三条の八第二項第五号」とあるのは「第一百三十一

条の十九第三項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第二百二十三条の八第二項第五号」と、同項第二号口中「第二百二十三条の八第二項第五号の内国法人」とあるのは「第三百三十一条の十九第三項において準用する令第二百二十三条の八第二項第五号の通算法人」と読み替えるものとする。

3| 第二十七条の十五第二項の規定は、令第三百三十一条の十九第三項において準用する令第二百二十三条の八第三項第三号に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十七条の十五第二項第一号中「第二百二十三条の八第二項第五号」とあるのは「第三百三十一条の十九第三項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第二百二十三条の八第三項」と、「支配関係発生日」とあるのは「関連法人支配関係発生日」と、同項第二号中「の支配関係発生日」とあるのは「の関連法人支配関係発生日」と、同号口中「第二百二十三条の八第二項第五号の内国法人」とあるのは「第三百三十一条の十九第三項において準用する令第二百二十三条の八第三項の通算法人」と、「支配関係発生日」とあるのは「関連法人支配関係発生日」と読み替えるものとする。

（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等に関する保存書類）

第二十七条の十六の十五 第二十七条の十五の二第二項（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）の規定は、令第三百三十一条の十九第五項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第二百二十三条の九第二項（特定資産譲渡等損失額から控除することができる金額等）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二十七条の十五の二第二項第一号中「第二百二十三条の九第一項第一号」とあるのは「第三百三十一条の十九第五項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第二百二十三条の九第一項第一号」と、同項第二号口中「第二百二十三条の九第一項の内国法人」とあるのは「第三百三十一条の十九第五項の通算法人」と読み替えるものとする。

2| 第二十七条の十五の二第二項の規定は、令第三百三十一条の十九第五項において準用する令第二百二十三条の九第五項に規定する財務省令で定め

る書類について準用する。この場合において、第二十七条の十五の二第一項第一号中「第二百三十三条の九第一項第一号に規定する支配関係事業年度」とあるのは「第三百三十一条の十九第五項（特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入）において準用する令第二百三十三条の九第四項第一号に規定する関連法人支配関係事業年度」と、同項第二号口中「第二百三十三条の九第一項の内国法人」とあるのは「第三百三十一条の十九第五項の通算法人」と読み替えるものとする。

（適格分割等により引き継ぐ一括償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項）

第二十七条の十八 令第二百三十三条の二第三項（一括償却資産の損金算入）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 令第二百三十三条の二第二項に規定する適格分割等（次号において「適格分割等」という。）に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三 五 省略

（適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書の記載事項）

第二十七条の十九 令第二百三十三条の二第八項（一括償却資産の損金算入）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 令第二百三十三条の二第七項第二号ロに規定する適格分割等（次号及び第四号において「適格分割等」という。）に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（第四号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名

（適格分割等により引き継ぐ一括償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項）

第二十七条の十八 令第二百三十三条の二第三項（適格分割等により引き継ぐ一括償却資産に係る期中損金経理額の損金算入に係る届出）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同上

二 令第二百三十三条の二第二項に規定する適格分割等（次号において「適格分割等」という。）に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三 五 同上

（適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書の記載事項）

第二十七条の十九 令第二百三十三条の二第八項（適格分割等による一括償却資産の引継ぎに係る届出）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同上

二 令第二百三十三条の二第七項第二号ロに規定する適格分割等（次号及び第四号において「適格分割等」という。）に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この号及び第四号において「分割承継法人等」という。）の名称及び納税地（当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

三〇六 省略

(適格分割等により引き継ぐ繰延消費税額等に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十八条の三 令第三百三十九条の四第八項(資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 令第三百三十九条の四第七項に規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という。)に係る同項に規定する分割承継法人等(第四号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三〇五 省略

(適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載事項)

第二十八条の四 令第三百三十九条の四第十三項(資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省略

二 令第三百三十九条の四第十二項第二号ロに規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という。)に係る同項第二号ロに規定する分割承継法人等(第四号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名

三〇六 省略

(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の計算に係る総収入金額等)

第二十九条 令第四百四十二条の二第二項第二号(外国税額控除の対象とな

三〇六 同上

(適格分割等により引き継ぐ繰延消費税額等に係る期中損金経理額の損金算入に関する届出書の記載事項)

第二十八条の三 令第三百三十九条の四第八項(適格分割等により引き継ぐ繰延消費税額等に係る期中損金経理額の損金算入に係る届出)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同上

二 令第三百三十九条の四第七項に規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という。)に係る同項に規定する分割承継法人等(以下この号及び第四号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三〇五 同上

(適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書の記載事項)

第二十八条の四 令第三百三十九条の四第十三項(適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに係る届出)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同上

二 令第三百三十九条の四第十二項第二号ロに規定する適格分割等(次号及び第四号において「適格分割等」という。)に係る同項第二号ロに規定する分割承継法人等(以下この号及び第四号において「分割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三〇六 同上

(外国税額控除の対象とならない外国法人税の額の計算に係る総収入金額等)

第二十九条 同上

らない外国法人税の額)に規定する同項第一号に規定する総収入金額の合計額に相当する金額として財務省令で定める金額は、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額との合計額から第三号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 令第四百四十二条の二第二項第一号に規定する納付事業年度(以下この条において「納付事業年度」という。)及び同号に規定する前二年内事業年度(以下この条において「前二年内事業年度」という。)の総収入金額(当該総収入金額のうち有価証券及び固定資産(以下この号において「資産」という。)の譲渡に係る収入金額がある場合には、当該収入金額から当該資産の譲渡の直前の帳簿価額を控除した残額を当該資産に係る収入金額とみなして、当該総収入金額を算出するものとする。次項において同じ。)の合計額

二 省 略

三 納付事業年度及び前二年内事業年度の支払保険金、支払年金、支払給付金、解約その他の返戻金、支払再保険料、保険金据置支払金、責任準備金の繰入額(当該繰入額のうち令第十九条第三項第一号イ(関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額)に規定する保険料積立金に係る利子に相当する部分の金額(次項において「予定利子」という。)を除く。)、支払備金の繰入額及び保険契約者配当準備金の繰入額(当該繰入額のうち同号ロに規定する利子、配当その他の資産の収益から成る部分の金額を除く。)の合計額

2 5 4 省 略

(適格分割等が行われた場合の特例の適用に関する届出書の記載事項)

第二十九条の三 法第六十九条第十項(外国税額の控除)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第六十九条第九項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 法第六十九条第九項第二号に規定する適格分割等(次号において「適格分割等」という。)に係る同項第二号に規定する分割法人等の名称及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

一 令第四百四十二条の二第二項に規定する納付事業年度(以下この条において「納付事業年度」という。)及び同項に規定する前二年内事業年度(以下この条において「前二年内事業年度」という。)の総収入金額(当該総収入金額のうち有価証券及び固定資産(以下この号において「資産」という。)の譲渡に係る収入金額がある場合には、当該収入金額から当該資産の譲渡の直前の帳簿価額を控除した残額を当該資産に係る収入金額とみなして、当該総収入金額を算出するものとする。次項において同じ。)の合計額

二 同 上

三 納付事業年度及び前二年内事業年度の支払保険金、支払年金、支払給付金、解約その他の返戻金、支払再保険料、保険金据置支払金、責任準備金の繰入額(当該繰入額のうち令第二十一条第二項第一号イ(経済的な性質が利子に準ずるもの)に規定する保険料積立金に係る利子に相当する部分の金額(次項において「予定利子」という。)を除く。)、支払備金の繰入額及び保険契約者配当準備金の繰入額(当該繰入額のうち同号ロに規定する利子、配当その他の資産の収益から成る部分の金額を除く。)の合計額

2 5 4 同 上

(適格分割等が行われた場合の特例の適用に関する届出書の記載事項)

第二十九条の三 法第六十九条第十項(外国税額の控除)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第六十九条第十項の規定の適用を受けようとする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名
- 二 法第六十九条第十項第二号に規定する適格分割等(次号において「適格分割等」という。)に係る同項第二号に規定する分割法人等(当該分割法人等が連結子法人に該当する場合には、当該分割法人等及び当該分割法人等に係る連結親法人)の名称及び納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

三 省 略

- 四 法第六十九条第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人の令第四百四十六條第二項各号（適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等）に定める事業年度の法第六十九条第一項に規定する控除限度額とみなされる金額及びその金額の計算に関する明細
- 五 法第六十九条第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人が令第四百四十六條第二項各号に定める事業年度において納付することとなつた法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額とみなされる金額及びその金額の計算に関する明細
- 六 省 略

（外国税額控除を受けるための書類等）

第二十九条の四 法第六十九条第二十三項（外国税額の控除）に規定する

控除対象外国法人税の額の計算に関する明細その他の財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第六十九条第一項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が同項に規定する外国法人税（以下この項において「外国法人税」という。）に該当することについての説明及び同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（以下第三十条の二（税額控除不足額相当額の控除を受けるための書類等）までにおいて「控除対象外国法人税の額」という。）の計算に関する明細を記載した書類
- 二 法第六十九条第十二項の規定の適用がある場合（次号に規定する場合を除く。）には、当該事業年度において減額された外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに当該外国法人税の額が当該事業年度前の事業年度において同条第一項から第三項まで又は第十七項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつたことについての説明及び令第四百四十七條第一項（外国法人税が減額された場合の特例）に規定する減額控除対象外国法人税額（次号において「減額控除対象外国法人税額」という。）の計算に関する明細を記載した書類

三 法第六十九条第九項に規定する適格合併等に係る同項に規定する被合併法人等（以下この号において「被合併法人等」という。）である

三 同 上

- 四 法第六十九条第十項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人の令第四百四十六條第二項各号（適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等）に定める事業年度の法第六十九条第一項に規定する控除限度額とみなされる金額及びその金額の計算に関する明細
- 五 法第六十九条第十項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項の内国法人が令第四百四十六條第二項各号に定める事業年度において納付することとなつた法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額とみなされる金額及びその金額の計算に関する明細
- 六 同 上

（外国税額控除を受けるための書類等）

第二十九条の四 法第六十九条第十五項（外国税額の控除）に規定する控

除対象外国法人税の額の計算に関する明細その他の財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第六十九条第一項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が同項に規定する外国法人税（以下この項において「外国法人税」という。）に該当することについての説明及び同条第一項に規定する控除対象外国法人税の額（以下この条及び次条において「控除対象外国法人税の額」という。）の計算に関する明細を記載した書類
- 二 法第六十九条第十三項の規定の適用がある場合（次号に規定する場合を除く。）には、当該事業年度において減額された外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに当該外国法人税の額が当該事業年度前の事業年度又は連結事業年度において同条第一項から第三項まで又は法第八十一条の十五第一項から第三項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつたことについての説明及び令第四百四十七條第一項（外国法人税が減額された場合の特例）に規定する減額控除対象外国法人税額（次号において「減額控除対象外国法人税額」という。）の計算に関する明細を記載した書類

三 法第六十九条第十項に規定する適格合併等に係る同項に規定する被合併法人等（以下この号において「被合併法人等」という。）である

他の内国法人において生じた減額控除対象外国法人税額につき、令第四百七十七条第四項の規定の適用がある場合には、当該被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は法第六十九条第九項第二号に規定する適格分割等の日の属する事業年度前の事業年度（以下この号において「適格合併等前の事業年度」という。）において減額された外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなった日並びに当該外国法人税の額が当該被合併法人等の当該適格合併等前の事業年度において同条第一項から第三項まで又は第十七項（同条第二十二項において準用する場合を含む。）の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつたことについての説明及び減額控除対象外国法人税額の計算に関する明細を記載した書類

四 租税特別措置法第六十六条の七第一項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が外国法人税に該当することについての説明、個別計算外国法人税額（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の十八第一項（外国関係会社の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）に規定する個別計算外国法人税額をいう。次号において同じ。）に関する計算の明細及び同法第六十六条の七第一項の規定による控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

五 当該事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において租税特別措置法第六十六条の七第一項の規定の適用を受けた場合において、その適用に係る外国関係会社（同法第六十六条の六第二項第一号（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係会社をいう。）の所得に対して課される外国法人税の額（外国法人

他の内国法人において生じた減額控除対象外国法人税額につき、令第四百七十七条第四項（同条第五項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用がある場合には、当該被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度以前の事業年度若しくは適格分割等（法第六十九条第十項第二号に規定する適格分割等をいう。以下この号において同じ。）の日の属する事業年度前の事業年度（以下この号において「適格合併等前の事業年度」という。）又は当該被合併法人等の適格合併の日の前日の属する連結事業年度以前の連結事業年度若しくは適格分割等の日の属する連結事業年度前の連結事業年度（以下この号において「適格合併等前の連結事業年度」という。）において減額された外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなった日並びに当該外国法人税の額が当該被合併法人等の当該適格合併等前の事業年度又は当該適格合併等前の連結事業年度において法第六十九条第一項から第三項まで又は第八十一条の十五第一項から第三項までの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となつたことについての説明及び減額控除対象外国法人税額の計算に関する明細を記載した書類

四 租税特別措置法第六十六条の七第一項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定の適用を受ける場合には、同条第一項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が外国法人税に該当することについての説明、個別計算外国法人税額（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の十八第一項（外国関係会社の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）に規定する個別計算外国法人税額をいう。次号において同じ。）に関する計算の明細及び同法第六十六条の七第一項の規定による控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

五 当該事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度又は連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の七第一項又は第六十八条の九十一第一項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合において、その適用に係る外国関係会社（同法第六十

税に関する法令に企業集団等所得課税規定（租税特別措置法施行令第三十九条の十五第六項（適用対象金額の計算）に規定する企業集団等所得課税規定をいう。第七号において同じ。）がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この号において同じ。）で当該事業年度において減額されたものがあるときは、当該外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに同令第三十九条の十八第十項の規定による減額があつたものとみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

六 租税特別措置法第六十六条の九の三第一項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が外国法人税に該当することについての説明、個別計算外国法人税額（租税特別措置法施行令第三十九条の二十の七第一項（外国関係法人の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）において準用する同令第三十九条の十八第一項に規定する個別計算外国法人税額をいう。次号において同じ。）に関する計算の明細及び同法第六十六条の九の三第一項の規定による控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

七 当該事業年度開始の前七年以内に開始した事業年度において租税特別措置法第六十六条の九の三第一項の規定の適用を受けた場合において、その適用に係る外国関係法人（同法第六十六条の九の二第一項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係法人をいう。）の所得に対して課される外国法人税の額（外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この号において同じ。）で当該事業年度において減額されたものがあるときは、当該外国法人税の額につきその減額された金額及びそ

六条の六第二項第一号（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）又は第六十八条の九十第二項第一号（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係会社をいう。）の所得に対して課される外国法人税の額（外国法人税に関する法令に企業集団等所得課税規定（租税特別措置法施行令第三十九条の十五第六項（適用対象金額の計算）に規定する企業集団等所得課税規定をいう。第七号において同じ。）がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この号において同じ。）で当該事業年度において減額されたものがあるときは、当該外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに同令第三十九条の十八第十項又は第十一項の規定による減額があつたものとみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

六 租税特別措置法第六十六条の九の三第一項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定の適用を受ける場合には、同条第一項の規定の適用を受けようとする外国の法令により課される税が外国法人税に該当することについての説明、個別計算外国法人税額（租税特別措置法施行令第三十九条の二十の七第一項（外国関係法人の課税対象金額等に係る外国法人税額の計算等）において準用する同令第三十九条の十八第一項に規定する個別計算外国法人税額をいう。次号において同じ。）に関する計算の明細及び同法第六十六条の九の三第一項の規定による控除対象外国法人税の額とみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

七 当該事業年度開始の前七年以内に開始した事業年度又は連結事業年度において租税特別措置法第六十六条の九の三第一項又は第六十八条の九十三の三第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）（同条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた場合において、その適用に係る外国関係法人（同法第六十六条の九の二第一項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）又は第六十八条の九十三の二第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）に規定する外国関係法人

の減額されることとなつた日並びに租税特別措置法施行令第三十九条の二十の七第六項の規定によりその例によることとされる同令第三十九条の十八第十項の規定による減額があつたものとみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

八 省 略

2 法第六十九条第二十三項に規定する控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 省 略

2 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第九条の七第七項ただし書（外国の法人税等の額の控除）又は第四十八条の十三第八項ただし書（外国の法人税等の額の控除）（同令第五十七条の二（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定による限度額の計算の基礎を証する地方税に係る申告書の写し又はこれに代わるべき書類

3 法第六十九条第二十三項に規定する財務省令で定める金額は、控除対象外国法人税の額とする。ただし、同条第十二項の規定の適用がある場合には、令第四百四十七条第一項に規定する控除後の金額とする。

（繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類等）

第三十条 法第六十九条第二十四項（外国税額の控除）に規定する繰越控

除限度額又は繰越控除対象外国法人税額の計算の基礎となるべき事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

一 繰越控除限度額（法第六十九条第二項に規定する繰越控除限度額をいう。以下次条までにおいて同じ。）又は繰越控除対象外国法人税額

（法第六十九条第三項に規定する繰越控除対象外国法人税額をいう。以下次条までにおいて同じ。）の計算の基礎となるべき事項を記載し

をいう。）の所得に対して課される外国法人税の額（外国法人税に關する法令に企業集団等所得課税規定がある場合の当該外国法人税にあつては、個別計算外国法人税額。以下この号において同じ。）で当該事業年度において減額されたものがあるときは、当該外国法人税の額につきその減額された金額及びその減額されることとなつた日並びに租税特別措置法施行令第三十九条の二十の七第六項の規定によりその例によることとされる同令第三十九条の十八第十項又は第十一項の規定による減額があつたものとみなされる金額の計算に関する明細を記載した書類

八 同 上

2 法第六十九条第十五項に規定する控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 同 上

2 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第九条の七第七項ただし書（道府県民税の控除限度額）又は第四十八条の十三第八項ただし書（市町村民税の控除限度額）（同令第五十七条の二（法人の市町村民税に関する規定の都への準用等）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定による限度額の計算の基礎を証する地方税に係る申告書の写し又はこれに代わるべき書類

3 法第六十九条第十五項に規定する財務省令で定める金額は、控除対象外国法人税の額とする。ただし、同条第十三項の規定の適用がある場合には、令第四百四十七条第一項に規定する控除後の金額とする。

（繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類等）

第三十条 法第六十九条第十六項（外国税額の控除）に規定する繰越控除

限度額又は繰越控除対象外国法人税額の計算の基礎となるべき事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

一 繰越控除限度額（法第六十九条第二項に規定する繰越控除限度額をいう。以下この条において同じ。）又は繰越控除対象外国法人税額

（法第六十九条第三項に規定する繰越控除対象外国法人税額をいう。以下この条において同じ。）の計算の基礎となるべき事項を記載した書

た書類

二 省 略

2 法第六十九条第二十四項に規定する控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 省 略

3 法第六十九条第二十四項に規定する当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度（次号において「繰越控除限度額等に係る各事業年度」という。）の法第六十九条第一項に規定する控除限度額（次条において「控除限度額」という。）

二 繰越控除限度額等に係る各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額（当該繰越控除限度額等に係る各事業年度において法第六十九条第十二項の規定の適用があつた場合には、令第四百四十七条第一項（外国法人税が減額された場合の特例）に規定する控除後の金額）

類

二 同 上

2 法第六十九条第十六項に規定する控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 同 上

3 法第六十九条第十六項に規定する当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度（次号において「繰越控除限度額等に係る各事業年度」という。）の法第六十九条第一項に規定する控除限度額

二 繰越控除限度額等に係る各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額（当該繰越控除限度額等に係る各事業年度において法第六十九条第十三項の規定の適用があつた場合には、令第四百四十七条第一項（外国法人税が減額された場合の特例）に規定する控除後の金額）

4

法第六十九条第十六項に規定する当該各連結事業年度の連結控除限度額個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなつた個別控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

一 繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度以後の各連結事業年度（次号において「繰越控除限度額等に係る各連結事業年度」という。）の法第八十一条の十五第一項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する連結控除限度個別帰属額

二 繰越控除限度額等に係る各連結事業年度において納付することとなつた法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額（当該繰越控除限度額等に係る各連結事業年度において同条第八項の規定の適用があつた場合には、令第五百五十五条の三十五第一項（連結事業年度において外国法人税が減額された場合の特例）に規定する控除後の金額）

(税額控除不足額相当額の控除を受けるための書類等)

第三十条の二 法第六十九条第二十五項(外国税額の控除)に規定する同条第十七項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類その他の財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十九条第十七項(同条第二十一項及び第二十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類

二 法第六十九条第十七項の規定による控除を受けるべき金額に係る過去適用事業年度(同項に規定する過去適用事業年度をいう。以下この条において同じ。)の同項に規定する過去当初申告税額控除額、税額控除額(法第六十九条第十五項に規定する税額控除額をいう。第四号において同じ。)及びその計算に関する明細を記載した書類

三 前号の過去適用事業年度の第二十九条の四第一項各号(外国税額控除を受けるための書類等)及び前条第一項第二号に掲げる書類(これらの書類が法第六十九条第十七項に規定する対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度の申告書等(同条第二十三項に規定する申告書等をいう。第五号において同じ。)に添付されている場合における当該書類を除く。)

四 法第六十九条第十七項に規定する対象前各事業年度において第二号の過去適用事業年度に係る税額控除額につき同項又は同条第十八項の規定の適用があつた場合には、当該対象前各事業年度の同条第十七項の規定により法人税の額から控除した金額の合計額及び同条第十八項の規定により法人税の額に加算した金額の合計額に関する明細を記載した書類

五 第二号の過去適用事業年度における法第六十九条第二項及び第三項の規定による控除をされるべき金額に係る繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度(以下この号並びに第三項第二号及び第三号において「繰越控除限度額等に係る各事業年度」という。)の控除限度額及び当該繰越控除限度額等に係る各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額を記載した書類(これらの書類が同条第十七項に

規定する対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度の申告書等に添付されている場合における当該書類を除く。）

2| 法第六十九条第二十五項に規定する控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類は、前項第二号の過去適用事業年度の第二十九条の四第二項各号及び前条第二項各号に掲げる書類とする。

3| 法第六十九条第二十五項に規定する控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- 一 第一項第二号の過去適用事業年度の控除対象外国法人税の額（法第六十九条第十二項の規定の適用があつた場合には、令第四百四十七条第一項（外国法人税が減額された場合の特例）に規定する控除後の金額）
- 二 繰越控除限度額等に係る各事業年度の控除限度額
- 三 繰越控除限度額等に係る各事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額（当該繰越控除限度額等に係る各事業年度において法第六十九条第十二項の規定の適用があつた場合には、令第四百四十七条第一項に規定する控除後の金額）

（国外事業所等帰属外部取引に関する書類）

第三十条の三 法第六十九条第二十七項（外国税額の控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第六十九条第二十七項に規定する内国法人の国外事業所等（同条第四項第一号に規定する国外事業所等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に帰せられる取引（以下この条において「国外事業所等帰属外部取引」という。）の内容を記載した書類
- 二 法第六十九条第二十七項の内国法人の国外事業所等及び本店等（同条第四項第一号に規定する本店等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が国外事業所等帰属外部取引において使用した資産の明細並びに当該国外事業所等帰属外部取引に係る負債の明細を記載した書類

三 法第六十九条第二十七項の内国法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該国外事業

（国外事業所等帰属外部取引に関する書類）

第三十条の二 法第六十九条第十八項（外国税額の控除）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 法第六十九条第十八項に規定する内国法人の国外事業所等（同条第四項第一号に規定する国外事業所等をいう。以下この条及び次条において同じ。）に帰せられる取引（以下この条において「国外事業所等帰属外部取引」という。）の内容を記載した書類
- 二 法第六十九条第十八項の内国法人の国外事業所等及び本店等（同条第四項第一号に規定する本店等をいう。以下この条及び次条において同じ。）が国外事業所等帰属外部取引において使用した資産の明細並びに当該国外事業所等帰属外部取引に係る負債の明細を記載した書類

三 法第六十九条第十八項の内国法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たす機能（リスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該国外事業

業所等帰属外部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれを用いる。以下この号において同じ。)の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。)並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四 法第六十九条第二十七項の内国法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類

(内部取引に関する書類)

第三十条の四 法第六十九条第二十八項(外国税額の控除)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十九条第二十八項の内国法人の国外事業所等と本店等との間の同条第四項第一号に規定する内部取引(以下この条において「内部取引」という。)に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し

二 法第六十九条第二十八項の内国法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において使用した資産の明細並びに当該内部取引に係る負債の明細を記載した書類

三 法第六十九条第二十八項の内国法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において果たす機能(リスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれを用いる。以下この号において同じ。)の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。)並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四 法第六十九条第二十八項の内国法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類

五 省略

(中間申告書の記載事項)

所等帰属外部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれを用いる。以下この号において同じ。)の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。)並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四 法第六十九条第十八項の内国法人の国外事業所等及び本店等が国外事業所等帰属外部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類

(内部取引に関する書類)

第三十条の三 法第六十九条第十九項(外国税額の控除)に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第六十九条第十九項の内国法人の国外事業所等と本店等との間の同条第四項第一号に規定する内部取引(以下この条において「内部取引」という。)に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し

二 法第六十九条第十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において使用した資産の明細並びに当該内部取引に係る負債の明細を記載した書類

三 法第六十九条第十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において果たす機能(リスク(為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれを用いる。以下この号において同じ。)の引受け及び管理に関する人的機能、資産の帰属に係る人的機能その他の機能をいう。次号において同じ。)並びに当該機能に関連するリスクに係る事項を記載した書類

四 法第六十九条第十九項の内国法人の国外事業所等及び本店等が内部取引において果たした機能に関連する部門並びに当該部門の業務の内容を記載した書類

五 同上

(中間申告書の記載事項)

第三十一条 省略

2 法第七十一条第一項各号に掲げる事項を記載する中間申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表十九に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）

第三十二条 省略

2 法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載する中間申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一、別表一付表、別表二、別表三（二）から別表三（七）まで、別表四、別表四付表、別表五（一）から別表五（二）まで、別表六（一）から別表六（三十二）まで、別表七（一）から別表七（四）付表まで、別表七（三）から別表八（三）まで、別表九（一）から別表十（九）付表まで、別表十（一）から別表十一（一）から別表十四（九）付表二まで、別表十五、別表十六（一）から別表十七（三）の六まで、別表十七（三）の八から別表十七（三）の十二付表まで、別表十八及び別表十八付表（更正請求書にあつては、別表一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、内国法人が令第六十三条第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）又は第六十七条第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六（一）から別表十六（六）までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

（仮決算をした場合の中間申告書の添付書類）

第三十三条 法第七十二条第二項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第三十五条第一項において同じ。）で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録され

第三十一条 同上

2 法第七十一条第一項各号に掲げる事項を記載する中間申告書（当該申告書に係る修正申告書を含む。）の記載事項のうち別表十八に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）

第三十二条 同上

2 法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載する中間申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一、別表二、別表三（二）から別表三（七）まで、別表四、別表五（一）から別表五（二）まで、別表六（一）から別表六（三十）まで、別表七（一）から別表七（三）まで、別表八（一）から別表八（三）まで、別表九（一）から別表十（九）付表まで、別表十（一）から別表十四（八）まで、別表十五、別表十六（一）から別表十七（三）の六まで及び別表十七（三）の八から別表十七（三）の十二付表まで（更正請求書にあつては、別表一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、内国法人が令第六十三条第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）又は第六十七条第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六（一）から別表十六（六）までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

（仮決算をした場合の中間申告書の添付書類）

第三十三条 法第七十二条第二項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第三十五条第一項において同じ。）で作成され、又は当該各号に掲げるもの

の作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録され

録された情報の内容を記載した書類」とする。

一 法第七十二条第一項に規定する期間（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間。以下この号及び次項において同じ。）の末日における貸借対照表並びに同条第一項に規定する期間の損益計算書及び株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類に過年度事項（当該期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

二 省 略

三 当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人の法第六十条の五（損益通算）及び第六十四条の七（欠損金の通算）の規定その他通算法人のみに適用される規定に係る金額の計算の基礎となる当該内国法人及び他の通算法人の有する金額等に関する明細を記載した書類

2 通算親法人が提出した法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書に前項第三号に掲げる書類の添付があつた場合には、他の通算法人が提出した同条第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書（当該通算親法人が提出した同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書に係る同項に規定する期間の末日に終了する当該他の通算法人の同項に規定する期間に係るものに限る。）の全てに前項第三号に掲げる書類の添付があつたものとみなす。

（確定申告書の記載事項）

第三十四条 省 略

2 確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一、別表二付表、別表二から別表三(七)まで、別表四、別表四付表、別表五(一)から別表五(二)まで、別表五の二(一)付表二、別表六(一)から別表六(三十二)まで、別表七(一)から別表七(四)まで、別表七の三から別表八(三)まで、別表九(一)から別表十(四)まで、別表十一(一)から別表十四(九)付表二まで、別表十五、別表十六(一)から別表十七(四)まで、別表十八及び別表十八付表（更正請求書にあつては、別表一を除く。）に定めるものの記載については、これらの

た情報の内容を記載した書類」とする。

一 法第七十二条第一項に規定する期間の末日における貸借対照表並びに当該期間の損益計算書及び株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類に過年度事項（当該期間の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

二 同 上

（確定申告書の記載事項）

第三十四条 同 上

2 確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一、別表二から別表三(七)まで、別表四、別表五(一)から別表五(二)まで、別表五の二(一)付表二、別表六(一)から別表六(三十二)まで、別表七(一)から別表七(四)まで、別表八(一)から別表八(三)まで、別表九(一)から別表十(四)まで、別表十一(一)から別表十四(八)まで、別表十五及び別表十六(一)から別表十七(四)まで（更正請求書にあつては、別表一を除く。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、内国法人が令第六

表の書式によらなければならない。ただし、内国法人が令第六十三條第二項（減価償却に関する明細書の添付）又は第六十七條第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六（一）から別表十六（六）までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

（確定申告書の添付書類）

第三十五條 法第七十四條第三項（確定申告）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものが電磁的記録で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類）とする。

一 省 略

二 当該事業年度の株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表（これらの書類又は前号に掲げる書類に次掲げる事項の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

イ 省 略

ロ 過年度事項（当該事業年度前の事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書若しくは損益金の処分表に表示すべき事項をいう。）の修正の内容

三 省 略

四 当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人の法第六十條の五（損益通算）及び第六十四條の七（欠損金の通算）の規定その他通算法人のみに適用される規定に係る金額の計算の基礎となる当該内国法人及び他の通算法人の有する金額等に関する明細を記載した書類

五 省 略

六 省 略

七 省 略

2 | 通算親法人が提出した法第七十四條第一項の規定による申告書に前項

十三條第二項（減価償却に関する明細書の添付）又は第六十七條第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定に規定する明細書については、別表十六（一）から別表十六（六）までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

（確定申告書の添付書類）

第三十五條 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ 過年度事項（当該事業年度前の事業年度又は連結事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書若しくは損益金の処分表に表示すべき事項をいう。）の修正の内容

三 同 上

四 同 上

五 同 上

六 同 上

第四号に掲げる書類の添付があつた場合には、他の通算法人が提出した同条第一項の規定による申告書（当該通算親法人が提出した同項の規定による申告書に係る事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度に係るものに限る。）の全てに同号に掲げる書類の添付があつたものとみなす。

（電子情報処理組織による申告）

第三十六条の三の二 法第七十五条の四第一項（電子情報処理組織による申告）の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条（事前届出等）の規定の例による。

2 前項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の届出は、内国法人（法第四条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。以下この項において同じ。）が資本金の額又は出資金の額が一億円を超えることとなつた日（法第七十五条の四第二項に規定する特定法人でなかつた内国法人について法第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認（以下この項において「通算承認」という。）の効力が生じた場合には、その効力が生じた日（同条第七項の規定の適用を受けて行つた同条第二項の申請につき当該内国法人に係る通算親法人が通算承認を受けた場合には、同日と当該通算承認の処分があつた日又は同条第九項の規定により当該通算承認があつたものとみなされた日とのうちいずれか遅い日）から一月以内（これらの内国法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日から二月以内）に行わなければならない。

一 省 略

3 法第七十五条の四第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 申告書記載事項 法第七十五条の四第一項に規定する電子情報処理

（電子情報処理組織による申告）

第三十六条の三の二 法第七十五条の三第一項（電子情報処理組織による申告）の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条（事前届出等）の規定の例による。

2 前項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の届出は、内国法人（法第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）が資本金の額又は出資金の額が一億円を超えることとなつた日から一月以内（当該内国法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日から二月以内）に行わなければならない。

一 同 上

3 法第七十五条の三第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 申告書記載事項 法第七十五条の三第一項に規定する電子情報処理

組織を使用して、当該申告書記載事項を入力して送信する方法
二 添付書類記載事項 次に掲げる方法

イ 法第七十五条の四第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、当該添付書類記載事項を入力して送信する方法

ロ 当該添付書類記載事項が記載された書類をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第七号（定義）に規定する電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項第二号イ及びロ（電子情報処理組織による申請等）に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。）を法第七十五条の四第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

4 法第七十五条の四第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項又は添付書類記載事項の提供については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項の定めるところにより、行わなければならない。

5 法第七十五条の四第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、添付書類記載事項の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号に規定する電磁的記録（当該電磁的記録をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあつては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項第二号イ及びロに掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

6 申告書記載事項又は添付書類記載事項を第三項各号に定める方法又は法第七十五条の四第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

7 法第七十五条の四第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を

組織を使用して、当該申告書記載事項を入力して送信する方法
二 同上

イ 法第七十五条の三第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、当該添付書類記載事項を入力して送信する方法

ロ 当該添付書類記載事項が記載された書類をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第七号（定義）に規定する電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項第二号イ及びロ（電子情報処理組織による申請等）に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。）を法第七十五条の三第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

4 法第七十五条の三第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項又は添付書類記載事項の提供については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項の定めるところにより、行わなければならない。

5 法第七十五条の三第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、添付書類記載事項の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第三条第七号に規定する電磁的記録（当該電磁的記録をスキヤナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあつては、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第二項第二号イ及びロに掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限り。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

6 申告書記載事項又は添付書類記載事項を第三項各号に定める方法又は法第七十五条の三第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

7 法第七十五条の三第一項の内国法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を

提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第一項（申請等において氏名等を明らかにする措置）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならぬ。

8 前各項に定めるもののほか、法第七十五条の四第一項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に關し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第三十七条 法第七十五条の五第二項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第七十五条の五第一項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

四 省 略

2 法第七十五条の五第二項に規定する書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

3 法第七十五条の五第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 省 略

三 法第七十五条の五第一項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四 法第七十五条の五第一項の規定の適用をやめようとする理由

五 省 略

第三款 還付

第三十八条 法第八十条第九項（欠損金の繰戻しによる還付）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・七 省 略

提供する場合には、当該内国法人は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条（申請等において氏名等を明らかにする措置）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならぬ。

8 前各項に定めるもののほか、法第七十五条の三第一項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に關し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第三十六条の三 法第七十五条の四第二項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 同 上

三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第七十五条の四第一項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

四 同 上

2 法第七十五条の四第二項に規定する書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

3 法第七十五条の四第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 同 上

三 法第七十五条の四第一項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四 法第七十五条の四第一項の規定の適用をやめようとする理由

五 同 上

第三款 還付

第三十六条の四 法第八十条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・七 同 上

第一章の二 各連結事業年度の連結所得に対する法人税

第一節 各連結事業年度の連結所得の金額の計算

第一款 個別益金額又は個別損金額

第三十六条の五・第三十七条 省略

第二款 寄附金

第三十七条の二 省略

第三款 繰越欠損金

第三十七条の三・第三十七条の三の四 省略

第二節 税額の計算

第三十七条の四・第三十七条の七の三 省略

第三節 申告、納付及び還付

第一款 連結中間申告

第三十七条の八・第三十七条の十 省略

第二款 連結確定申告

第三十七条の十一・第三十七条の十五 省略

第二款の二 電子情報処理組織による申告の特例

第三十七条の十五の二・第三十七条の十五の三 省略

第三款 個別帰属額等の届出

第三十七条の十六・第三十七条の十七 省略

第四款 還付

第三十八条 省略

(退職年金等積立金中間申告書の記載事項)

第四十条 法第八十八条第三号(退職年金等積立金中間申告書の記載事項)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 同上

2 退職年金等積立金中間申告書(当該申告書に係る修正申告書を含む。

)の記載事項のうち別表十九に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

(退職年金等積立金確定申告書の記載事項)

第四十一条 法第八十九条第四号(退職年金等積立金確定申告書の記載事項)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 同上

2 退職年金等積立金確定申告書(当該申告書に係る修正申告書を含む。

)の記載事項のうち別表十九に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

(青色申告承認申請書の記載事項)

第五十二条 同上

一 三 同上

四 法第二百二十七条第一項若しくは第二項(青色申告の承認の取消し)

の規定により青色申告書の提出の承認を取り消され、又は法第二百二十八条(青色申告の取りやめ)の規定により青色申告書による申告書の

(退職年金等積立金中間申告書の記載事項)

第四十条 法第八十八条第三号(退職年金等積立金に係る中間申告)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 省略

2 退職年金等積立金中間申告書(当該申告書に係る修正申告書を含む。

)の記載事項のうち別表二十に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

(退職年金等積立金確定申告書の記載事項)

第四十一条 法第八十九条第四号(退職年金等積立金に係る確定申告)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 四 省略

2 退職年金等積立金確定申告書(当該申告書に係る修正申告書を含む。

)の記載事項のうち別表二十に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならない。

(青色申告承認申請書の記載事項)

第五十二条 法第二百二十二条第一項(青色申告の承認の申請)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 省略

四 法第二百二十七条第一項(青色申告の承認の取消し)の規定により青

色申告書の提出の承認を取り消され、又は法第二百二十八条(青色申告の取りやめ)の規定により青色申告書による申告書の提出をやめる旨

の届出書を提出した後再び青色申告書の提出の承認の申請をする場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書の提出をした日

五 第三号の事業年度が法第百二十二条第二項各号に掲げる事業年度に該当する場合には、内国法人である普通法人若しくは協同組合等の設立の日、内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日

六 省略

（取引に関する帳簿及び記載事項）

第五十四条 青色申告法人は、全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿（次条において「仕訳帳」という。）を、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿（次条において「総勘定元帳」という。）その他必要な帳簿を備え、別表二十一に定めるところにより、取引に関する事項を記載しなければならない。

（貸借対照表及び損益計算書）

第五十七条 青色申告法人は、各事業年度終了の日現在において、その業種、業態及び規模等の実情により、おおむね別表二十二に掲げる科目に従い貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

（帳簿書類の整理保存）

第五十九条 省略
2・3 省略

提出をやめる旨の届出書を提出した後再び青色申告書の提出の承認の申請をする場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書の提出をした日

五 法第四条の五第一項（連結納税の承認の取消し）の規定により法第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された後に青色申告書の提出の承認の申請をする場合には、その取り消された日

六 第三号の事業年度が法第百二十二条第二項第一号から第四号までに掲げる事業年度に該当する場合には、内国法人である普通法人若しくは協同組合等の設立の日、内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等の当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた日

七 第三号の事業年度が法第百二十二条第二項第五号から第八号までに掲げる事業年度に該当する場合には、法第四条の二の承認の取消しの基因となつた事実及びその事実が生じた日又は同号に規定する承認を受けた日

八 同上

（取引に関する帳簿及び記載事項）

第五十四条 青色申告法人は、全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿（次条において「仕訳帳」という。）を、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿（次条において「総勘定元帳」という。）その他必要な帳簿を備え、別表二十一に定めるところにより、取引に関する事項を記載しなければならない。

（貸借対照表及び損益計算書）

第五十七条 青色申告法人は、各事業年度終了の日現在において、その業種、業態及び規模等の実情により、おおむね別表二十一に掲げる科目に従い貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

（帳簿書類の整理保存）

第五十九条 同上
2・3 同上

- 4 前項の表の第一号の上欄に規定する帳簿代用書類とは、第一項第三号に掲げる書類のうち、別表二十一に定める記載事項の全部又は一部の帳簿への記載に代えて当該記載事項が記載されている書類を整理し、その整理されたものを保存している場合における当該書類をいう。
- 5・6 省 略

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第六十条の二 省 略

- 2 法第百三十五条第六項（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一・二 省 略

- 三| 省 略
- 四| 省 略

(恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)

第六十条の四 外国法人の法第百四十二条第一項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき、同条第二項の規定により前編第一章第一節（各事業年度の所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第九号第一号（特別な評価の方法の承認申請書の記載事項）	省 略	省 略
第二十六条の三	第五十九条第一	第六十二条（青色申告）の規定

- 4 前項の表の第一号の上欄に規定する帳簿代用書類とは、第一項第三号に掲げる書類のうち、別表二十に定める記載事項の全部又は一部の帳簿への記載に代えて当該記載事項が記載されている書類を整理し、その整理されたものを保存している場合における当該書類をいう。
- 5・6 同 上

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第六十条の二 同 上

- 2 同 上
- 一・二 同 上
- 三| 第一号の内国法人が連結親法人である場合には、法第百三十五条第三項に規定する事実を仮装して経理したところに基づく金額を有する連結法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

- 四| 同 上
- 五| 同 上

(恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算)

第六十条の四 外国法人の法第百四十二条第一項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき、同条第二項の規定により前編第一章第一節（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）の規定に準じて計算する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

同上	同上	同上
第二十六条の三	同上	同上

第一項（欠損金に係る帳簿書類の保存）	項各号 同条第一項第三号に掲げる書類又はその写しにあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地）に保存しなければならない	により読み替えられた第五十九条第一項各号	第六十二条の規定により読み替えられた第五十九条第一項第三号に掲げる書類のうち同号の取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下「事務所等」という。）の所在地に保存することがその外国法人が行う事業の内容及び実態等に照らして合理的と認められるものについては、当該取引に係る事務所等の所在地）に保存しなければならない。この場合において、第六十二条の規定により読み替えられた第五十九条第一項第一号又は第二号に掲げる帳簿書類のうち納税地に保存することを困難とする相当の理由があると認められるものについては、当該帳簿書類の写しを納税地に保存していることをもつて当該帳簿書類を納税地に保存しているものとみなす	第二十六条の三第三項	第六十七条第一項各号（帳簿書類の整理保存等）	第六十七条第一項第一号

第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金に係る帳簿書類の保存）	同上	同上		第二十六条の五第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金に係る帳簿書類の保存）	第六十七条第一項各号（帳簿書類の整理保存等）	第六十七条第一項第一号

	号」と、「書類又はその写しにあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地）に保存しなければならない」とあるのは「書類のうち同条第四項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号の取引に係る事務所等の所在地に保存することがその外国法人が行う事業の内容及び実態等に照らして合理的と認められるものについては、当該取引に係る事務所等の所在地）に保存しなければならない。この場合において、第六十六条第一項に規定する帳簿又は第六十七条第四項の規定により読み替えて適用される同条第一項第二号に掲げる書類のうち納税地に保存することを困難とする相当の理由がある」と認められるものについては、当該帳簿又は当該書類の写しを納税地に保存していることをもつて当該帳簿又は当該書類を納税地に保存しているものとみなす

（外国税額控除を受けるための書類等）
第六十条の十四 第二十九条の三（適格分割等が行われた場合の特例の適用に関する届出書の記載事項）の規定は法第四百四十四条の二第六項（外国法人に係る外国税額の控除）において法第六十九条第十項（外国税額

	号
	書類又はその写しにあつては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地）に保存しなければならない
	書類のうち同条第四項の規定により読み替えて適用される同条第一項第一号の取引に係る事務所等の所在地に保存することがその外国法人が行う事業の内容及び実態等に照らして合理的と認められるものについては、当該取引に係る事務所等の所在地）に保存しなければならない。この場合において、第六十六条第一項に規定する帳簿又は第六十七条第四項の規定により読み替えて適用される同条第一項第二号に掲げる書類のうち納税地に保存することを困難とする相当の理由がある」と認められるものについては、当該帳簿又は当該書類の写しを納税地に保存していることをもつて当該帳簿又は当該書類を納税地に保存しているものとみなす

（外国税額控除を受けるための書類等）
第六十条の十四 第二十九条の三（適格分割等が行われた場合の特例の適用に関する届出書の記載事項）の規定は法第四百四十四条の二第六項（外国法人に係る外国税額の控除）において法第六十九条第十項（外国税

の控除)の規定を準用する場合について、第二十九条の四第一項第一号から第三号まで、第二項及び第三項(外国税額控除を受けるための書類等)の規定は法第四十四条の二第十項において法第六十九条第二十三項の規定を準用する場合について、第三十条(繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類等)の規定は法第四十四条の二第十項において法第六十九条第二十四項の規定を準用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条の三第一号中「代表者」とあるのは、「代表者(恒久的施設を有する外国法人にあつては、代表者及び恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者。次号において同じ。)」と読み替えるものとする。

(中間申告書の記載事項)

第六十一条 省 略

2 省 略

3 法第四十四条の三第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載する中間申告書(当該申告書に係る修正申告書を含む。)の記載事項のうち別表十九の三に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならぬ。

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項)

第六十一条の二 省 略

2 省 略

3 法第四十四条の四第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載する中間申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の三、別表二、別表三(二)から別表三(七)まで、別表四、別表五(一)から別表五(二)まで、別表六(一)、別表六(二)から別表六(三十二)まで、別表六の三から別表七(一)付表四まで、別表七(三)、別表七(四)、別表八(一)、別表八(三)、別表九(一)、別表九(二)、別表十(三)から別表十(五)まで、別表十(七)、別表十(八)、別表十(九)、別表十一(一)から別表十一(二)まで、別表十二(二)から別表十三(八)まで、別表十三(十)から別表十四(二)まで、別表十四(三)、別表十四(四)、別表十四(六)から別表十四(七)まで、別表十五、別表十六(一)から別表十六(六)まで、別表十七(二)から別表十七(二)の五付表まで及び別表十七の三(一)から別表十七の三(二)付表ま

額の控除)の規定を準用する場合について、第二十九条の四第一項第一号から第三号まで、第二項及び第三項(外国税額控除を受けるための書類等)の規定は法第四十四条の二第十項において法第六十九条第十五項の規定を準用する場合について、第三十条(繰越し又は繰戻しによる外国税額の控除を受けるための書類等)の規定は法第四十四条の二第十項において法第六十九条第十六項の規定を準用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条の三第一号中「代表者」とあるのは、「代表者(恒久的施設を有する外国法人にあつては、代表者及び恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者。次号において同じ。)」と読み替えるものとする。

(中間申告書の記載事項)

第六十一条 同 上

2 同 上

3 法第四十四条の三第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載する中間申告書(当該申告書に係る修正申告書を含む。)の記載事項のうち別表十八の三に定めるものの記載については、同表の書式によらなければならぬ。

(仮決算をした場合の中間申告書の記載事項)

第六十一条の二 同 上

2 同 上

3 法第四十四条の四第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を記載する中間申告書(当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。)の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の三、別表二、別表三(二)から別表三(七)まで、別表四、別表五(一)から別表五(二)まで、別表六(一)、別表六(二)から別表六(三十二)まで、別表六の三から別表七(三)まで、別表八(一)、別表八(三)、別表九(一)、別表九(二)、別表十(三)から別表十(五)まで、別表十(七)、別表十(八)、別表十(九)、別表十一(一)から別表十一(二)まで、別表十二(二)から別表十三(八)まで、別表十三(十)から別表十四(二)まで、別表十四(三)、別表十四(四)、別表十四(六)から別表十四(七)まで、別表十五、別表十六(一)から別表十六(六)まで、別表十七(二)から別表十七(二)の五付表まで及び別表十七の三(一)から別表十七の三(二)付表まで(更正請求書にあつては、

で（更正請求書にあつては、別表一の三を除く。次項において「外国法人関連別表」という。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、外国法人が法第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により法第三十一条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算する場合における令第六十三條第二項（減価償却に関する明細書の添付）の規定又は法第百四十二条第二項の規定により法第三十二条（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算する場合における令第六十七條第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受けるときは、これらの規定に規定する明細書については、別表十六（一）から別表十六（六）までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

4 省 略

（確定申告書の記載事項）

第六十一条の四 省 略

2 省 略

3 確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の三、別表二、別表三（二）から別表三（七）まで、別表四、別表五（一）から別表五（二）まで、別表六（一）、別表六（二）の二から別表六（三十二）まで、別表六の三から別表七（一）付表四まで、別表七（三）、別表七（四）、別表八（一）、別表八（三）、別表九（一）、別表九（二）、別表十（三）から別表十（五）まで、別表十（七）、別表十（九）、別表十一（一）から別表十一（二）まで、別表十二（二）から別表十三（八）まで、別表十三（十）から別表十四（二）まで、別表十四（三）、別表十四（四）、別表十四（六）から別表十四（七）まで、別表十五、別表十六（一）から別表十六（五）まで、別表十七（二）から別表十七（五）付表まで、別表十七（四）及び別表十七（三）（一）から別表十七（三）（三）まで（更正請求書にあつては、別表一の三を除く。次項において「外国法人関連別表」という。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、外国法人が法第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により法第三十一条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の

別表一の三を除く。次項において「外国法人関連別表」という。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、外国法人が法第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により法第三十一条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算する場合における令第六十三條第二項（減価償却に関する明細書の添付）の規定又は法第百四十二条第二項の規定により法第三十二条（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算する場合における令第六十七條第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受けるときは、これらの規定に規定する明細書については、別表十六（一）から別表十六（六）までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

4 同 上

（確定申告書の記載事項）

第六十一条の四 同 上

2 同 上

3 確定申告書（当該申告書に係る修正申告書及び更正請求書を含む。）の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一の三、別表二、別表三（二）から別表三（七）まで、別表四、別表五（一）から別表五（二）まで、別表六（一）、別表六（二）の二から別表六（三十二）まで、別表六の三から別表七（三）まで、別表八（一）、別表八（三）、別表九（一）、別表九（二）、別表十（三）から別表十（五）まで、別表十（七）、別表十（九）、別表十一（一）から別表十一（二）まで、別表十二（二）から別表十三（八）まで、別表十三（十）から別表十四（二）まで、別表十四（三）、別表十四（四）、別表十四（六）から別表十四（七）まで、別表十五、別表十六（一）から別表十六（五）まで、別表十七（二）から別表十七（五）付表まで、別表十七（四）及び別表十七（三）（一）から別表十七（三）（三）まで（更正請求書にあつては、別表一の三を除く。次項において「外国法人関連別表」という。）に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、外国法人が法第百四十二条第二項（恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算）の規定により法第三十一条（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算する場合に

規定に準じて計算する場合における令第六十三條第二項（減価償却に関する明細書の添付）の規定又は法第四百二十二條第二項の規定により法第三十二條（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算する場合における令第六十七條第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受けるときは、これらの規定に規定する明細書については、別表十六（一）から別表十六（六）までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

4 省 略

（青色申告）

第六十二條 法第四百四十六條第一項（青色申告）において準用する法第二編第三章（青色申告）の規定の適用に係る事項については、前編第三章（青色申告）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第五十二條第二号（青色申告承認申請書の記載事項）	省 略	省 略
第五十二條第五号	内国法人である普通法人若しくは協同組合等の設立の日	恒久的施設を有する外国法人である普通法人の恒久的施設を有することとなつた日、恒久的施設を有しない外国法人である普通法人の法第三百三十八條第一項第四号（国内源泉所得）に規定する事業を国内において開始した日若しくは法第四百四十一條第二号に定める国内源泉所得で同項第四号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日

おける令第六十三條第二項（減価償却に関する明細書の添付）の規定又は法第四百二十二條第二項の規定により法第三十二條（繰延資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定に準じて計算する場合における令第六十七條第二項（繰延資産の償却に関する明細書の添付）の規定の適用を受けるときは、これらの規定に規定する明細書については、別表十六（一）から別表十六（六）までに定める書式に代え、当該書式と異なる書式（これらの表の書式に定める項目を記載しているものに限る。）によることができるものとする。

4 同 上

（青色申告）

第六十二條 法第四百四十六條第一項（青色申告）において準用する法第二編第三章（内国法人に係る青色申告）の規定の適用に係る事項については、前編第三章（内国法人に係る青色申告）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

同上	同上	同上
第五十二條第六号	同上	同上

第六十条第二号 (青色申告の取りやめの届出書の記載事項)	省略	省略
---------------------------------	----	----

(取引に関する帳簿及びその記載事項等)

第六十六条 省略

- 2 法第五十条の二第一項に規定する財務省令で定める簡易な方法は、別表二十三の区分の欄に掲げる事項の区分に応じ同表の記録方法の欄に定める方法とする。

(帳簿書類の整理保存等)

第六十七条 省略

2 省略

- 3 第五十九条第三項から第六項までの規定は、前項に規定する帳簿及び書類の保存について準用する。この場合において、同条第四項中「別表二十一に定める記載事項」とあるのは「別表二十三の区分の欄に掲げる事項」と、「当該記載事項」とあるのは「当該事項」と読み替えるものとする。

4 省略

(通算法人の電子情報処理組織による申告)

第六十八条

- 法第五十条の三第一項(通算法人の電子情報処理組織による申告)に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項の同項の提供は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第六項(電子情報処理組織による申請等)の規定の例により行わなければならない。

- 2 法第五十条の三第二項に規定する通算親法人の名称を明らかにする措置は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第二項(申請等において氏名等を明らかにする措置)の規定の例により、行わなければならない。

同上	同上	同上
----	----	----

(取引に関する帳簿及びその記載事項等)

第六十六条 同上

- 2 法第五十条の二第一項に規定する財務省令で定める簡易な方法は、別表二十二の区分の欄に掲げる事項の区分に応じ同表の記録方法の欄に定める方法とする。

(帳簿書類の整理保存等)

第六十七条 同上

2 同上

- 3 第五十九条第三項から第六項までの規定は、前項に規定する帳簿及び書類の保存について準用する。この場合において、同条第四項中「別表二十に定める記載事項」とあるのは「別表二十二の区分の欄に掲げる事項」と、「当該記載事項」とあるのは「当該事項」と読み替えるものとする。

4 同上

(申告書の書式の特例)

第六十九条 国税庁長官は、別表一から別表二十までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。

別表一、別表二十三 省略

(申告書の書式の特例)

第六十八条 国税庁長官は、別表一から別表十九までの各表の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。